

第3期日田市男女共同参画基本計画

2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

日 田 市

令和3年3月

男女がともに活躍する

一人ひとりが主役の ひた



我が国では、平成 28 年 4 月に、女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要になってくることを鑑み「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が完全施行されました。

本市では、平成 13 年に「日田市男女共同参画基本計画」を策定し、平成 21 年に「日田市男女共同参画推進条例」を制定、また、平成 23 年には「第 2 期日田市男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに個性と能力を発揮し、生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を進めてきました。

そこで、これまでの施策の評価と令和元年度に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をもとに、令和 3 年度から令和 12 年度までの「第 3 期日田市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画では、日田市男女共同参画推進条例の基本理念をもとに基本目標や重点課題、施策の方向を示し、各種施策を推進してまいります。

今後、急速に進展することが想定される少子高齢化や地域活性化に向けた担い手不足等に対処するためにも、男女がともに個性や能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が重要になります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜り熱心な協議を重ねていただきました日田市男女共同参画審議会の皆様、並びにご意見をお寄せくださいました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も市政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

日田市長 原 田 啓 介

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景	1
2.	男女共同参画社会のあゆみ	1
3.	持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組	3
第2章	計画の概要	
1.	計画の理念	4
2.	計画の基本目標	4
3.	計画の位置づけ	4
4.	計画の期間	5
5.	施策の体系	6
6.	個別施策一覧	7
第一次行動計画		
第3章	計画の基本目標と施策の方向	
I.	【地域・社会では】 互いの生き方を尊重しあえる環境づくり	9
	重点課題 1. あらゆる分野における方針決定の場への女性の参画推進	10
	重点課題 2. DV等あらゆる暴力の根絶	14
	重点課題 3. 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上	19
	重点課題 4. 学校や地域における国際理解の推進	24
II.	【家庭では】 家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり	26
	重点課題 1. 家庭における男女共同参画の推進	27
	重点課題 2. 安全で安心して暮らせる環境の整備	32
III.	【職場では】 個人の能力を發揮して安心して働ける職場づくり	37
	重点課題 1. 一人ひとりの能力が發揮できる職場環境づくり	38
	重点課題 2. 多様な労働形態への理解と環境の整備	42
	重点課題 3. 仕事と生活の調和への支援(ワーク・ライフ・バランス)	46
IV.	【教育・学習の場では】 男女平等教育・学習の環境づくり	49
	重点課題 1. 男女平等の意識の向上	50
	重点課題 2. 学校における男女平等教育・学習の機会の充実	53
第4章	計画推進のための体制	
1.	推進体制の充実	57
2.	情報の収集と調査	57
3.	計画の進行管理	58
資料編		
1.	男女共同参画社会へのあゆみ	60
2.	男女共同参画基本法	68
3.	日田市男女共同参画推進条例	72
4.	日田市男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱	78
5.	計画の策定経過	79
6.	日田市男女共同参画審議会委員	80

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年に「日田市男女共同参画推進条例」（以下「条例」）を制定し、男女共同参画に関する様々な施策を推進しています。

条例では、市や市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項や救済の申出の処理に関する事項等が定められています。

条例に基づき平成23年に「第2期日田市男女共同参画基本計画」を策定しました。基本計画の期間は10年間で前期と後期の5年ごとに分けて、それぞれ行動計画を策定し、具体的な施策の進行管理を行い、一定の成果をあげています。

しかし、令和元年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「意識調査」）では、家庭生活や職場、地域など、ほとんどの分野で女性よりも男性が優遇されているという回答が多くみられました。中でも、家庭における役割分担では、買い物や食事のしたく、掃除などを女性が行っている傾向が顕著に表れています。その他に、職場では賃金や昇進・昇格の格差、能力を正當に評価しない、などの回答が多く、引き続き、男女共同参画に関する取組を推進していく必要があります。

そこで、意識調査の結果や毎年行っている該当事業の進行管理報告書等を参考に、一人ひとりが個性を生かし、活躍できるまちづくりを目指し「第3期日田市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2. 男女共同参画社会のあゆみ

(1) 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議を開催し、「世界行動計画」が採択されました。その後の10年を「国連婦人の10年」とし、1979年（昭和54年）には、国連第34回総会において「女子差別撤廃条約」を採択、1985年（昭和60年）には、ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるなど、女性の地位向上に向けた動きが盛んになってきました。また、1993年（平成5年）の第48回国連総会では、「女性に対する暴力の撤廃」に関する宣言が採択されました。

2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、ジェンダー平等推進と女性の地位向上を目標の一つに掲げたミレニアム開発目標（MDGs）が設定されました。

近年では、2015年（平成27年）に、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択され、その中では、すべての女性や女児の能力強化を行うことが目標の一つに掲げられています。

(2) 国の動き

国内における女性問題に関する取組は、1975年（昭和50年）に、婦人問題企画推進本部が設置されて以来、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。

1985年（昭和60年）に「男女雇用機会均等法」が公布され、「女子差別撤廃条約」の批准、1991年（平成3年）には「育児休業法」の公布、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）が制定、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、法制面での整備が行われました。

そして2016年（平成28年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）が完全施行されました。

また、2018年（平成30年）には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

（3）大分県の動き

大分県では、世界や国の動きにあわせ、2001年（平成13年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2002年（平成14年）に、男女共同参画推進に関する6つの基本理念を掲げ、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。

2003年（平成15年）に男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設し、以来、男女共同参画に関する様々な施策を推進してきました。

2016年（平成28年）に、「固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」を目指す姿として掲げ、「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。

（4）日田市の動き

本市では、1997年（平成9年）に企画課に「女性行政窓口」を設置し、翌1998年（平成10年）に、市民課へ移設しました。2002年（平成14年）には、企画課に女性政策統計係を設置し、2004年（平成16年）に係名を男女共同参画推進・統計係に変更しました。現在は、企画振興部まちづくり推進課に市民協働・男女共同参画推進係を設置し、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業の推進や、該当する事業の進行管理の確認等を行っています。

2001年（平成13年）に「男女共同参画基本法」に基づき、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「日田市男女共同参画基本計画」を10年間の期間で策定しました。

さらに、2009年（平成21年）には、市民や事業者、教育者、市が連携、協力して男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、「日田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

基本計画の期間終了を前に、2009年（平成21年）に計画の見直しを行うとともに市民3,000人を対象に「意識調査」を実施しました。この「意識調査」の結果やこれまでの施策の進行管理報告書等を参考に、2011年（平成23年）に「第2

期日田市男女共同参画基本計画」を策定しました。第2期日田市男女共同参画基本計画では、「地域・社会」、「家庭」、「職場」、「教育・学習の場」の4つの活動の場における基本目標と11の重点課題を掲げ、男女共同参画に関する75の事業を推進してきました。

計画の期間は10年間で、5年ずつ前半と後半の第一次、第二次行動計画で定めた施策の評価を毎年行ってきました。また、令和元年度には、市内全域の16歳以上の男女1,700人を対象に「市民意識調査」を実施しました。

この「市民意識調査」の結果やこれまでの施策の評価を参考に、「第3期日田市男女共同参画基本計画」を策定しました。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組

SDGsとは、貧困や福祉の促進、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うなど、人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう2015年（平成27年）に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、国においては、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

今後、進展することが想定される少子高齢化や地域活性化に向けた担い手不足等に対処し、持続していくことが可能な日田市にするためには、第3期日田市男女共同参画基本計画に基づいて、男女共同参画のまちづくりに取り組むことが必要です。

第3期日田市男女共同参画基本計画の方向性の中には、持続可能な開発目標であるSDGsの目指す17のゴールの方向性と重なる部分があることから、第3期日田市男女共同参画基本計画を推進することでSDGsの目標に繋がるものと考えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章「第3期日田市男女共同参画基本計画」の概要

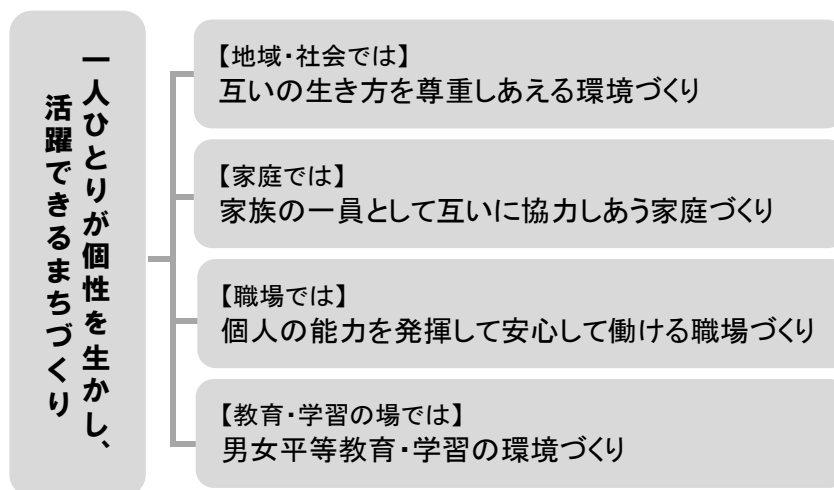
1. 計画の理念

この計画は、「日田市男女共同参画推進条例」第3条に定められている6つの基本理念に基づき、一人ひとりが個性を生かし、活躍できるまちづくりを目指していくために策定しました。

- ①男女が性別に関係なく個人の能力を発揮できる社会を目指しましょう。
- ②性別による固定的な考え方を解消し、男女がともに自由に活動できる環境をつくりましょう。
- ③男女がともに市の政策や事業者等の方針の決定の場に参画する機会を確保しましょう。
- ④男女がともに家族の一員として協力しあい、地域、学校等での活動との両立を目指しましょう。
- ⑤教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育に取り組みましょう。
- ⑥国際社会と協調し、男女共同参画を推進しましょう。

2. 計画の基本目標

計画の理念を達成するため、「地域・社会」、「家庭」、「職場」、「教育・学習の場」の4つの活動の場において基本目標を設定し、施策を推進していきます。



3. 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定されています。また、「日田市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。国の策定した「男女共同参画基本計画」や県が策定した「おおいた男女共同参画プラン」を参考に、第6次日田市総合計画等との整合性を保ちながら、男女共同参画社会の実現を目指すための計画です。

(1) DV防止法との関連

DV防止法（第2条の3第3項）に基づき、基本目標Ⅰ．[地域・社会では]「互いの生き方を尊重しあえる環境づくり」、重点課題2.「DV等あらゆる暴力の根絶」の部分を日田市DV対策基本計画と位置づけています。

(2) 女性活躍推進法との関連

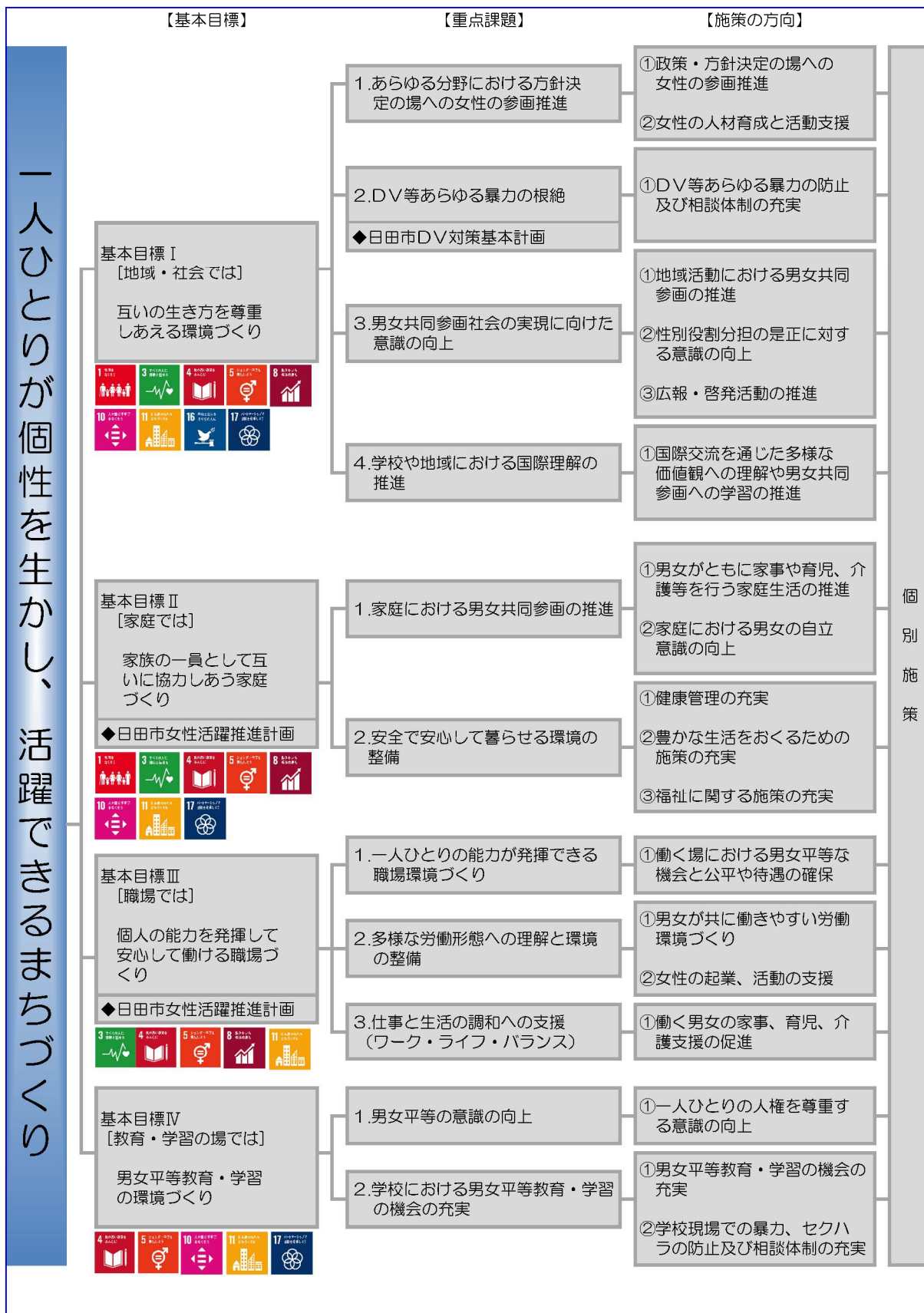
女性活躍推進法（第6条第2項）に基づき、基本目標Ⅱ．[家庭では]「家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり」と基本目標Ⅲ．[職場では]「個人の能力を發揮して安心して働ける職場づくり」の部分を日田市女性活躍推進計画と位置づけています。

4. 計画の期間

この計画の期間は10年間とし、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までを第一次行動計画、2026年（令和8年）度から2030年（令和12年）度までを第二次行動計画とします。

第3期日田市男女共同参画基本計画 (10年間)									
第一次行動計画 (5年間)					第二次行動計画 (5年間)				
R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)

5. 施策の体系



6. 個別施策一覧

基本目標				掲載 頁	
重点課題	施策の方向	実施事業			
		連番			
I	1	①	1	各種委員会等への女性の参画促進	p.12
			2	市女性職員の管理職への登用	
			3	市職員の職場研修の充実	
		②	4	市民活動に関する人材育成と確保	p.12
			5	女性人材の活動支援	
			6	市女性職員の人材育成の充実	
	2	①	7	暴力防止のための啓発活動の推進	p.17
			8	高齢者に対する虐待の防止・権利擁護	
			9	児童に対する虐待の防止	
			10	乳幼児虐待予防の啓発	
			11	障がい者に対する虐待の防止	
			12	DV等の被害者保護のための相談窓口の充実	
			13	暴力の形態に応じた相談機関の周知	
	3	①	14	女性消防団員の登用・活動支援	p.22
			15	日田市の明日の道を想う女性の会の活動支援	
			16	観光分野における人材の育成と活用	
			17	高齢者の地域社会への参画推進	
		②	18	「総合的な学習の時間」の推進	p.23
19			男女共同参画の意識づくりの推進		
20			啓発活動の推進 —事業24再掲—		
③		21	広報による啓発活動の推進	p.23	
		4	①	22	地域における国際理解の推進
	23			国際理解教育の推進	
II	1	①	24	啓発活動の推進 —事業20再掲—	p.30
			25	啓発資料の作成・配布	
			26	家庭教育セミナーの開催	
		②	27	「男の料理教室」の開催	p.30
			28	女性の自立のための啓発講座の開催	

基本目標				実施事業	掲載頁	
	重点課題					
	施策の方向					
	連番					
II	2	①	29	育児相談の充実	p.34	
			30	妊産婦への健康管理の普及、啓発		
		②	31	「高齢者教室」の開催		p.34
			32	経済的自立の支援(年金受給権の確保)		
			33	老人クラブ施設研修の充実		
			34	老人クラブ活動(スポーツ・趣味活動)の充実		
	③	35	家庭児童相談の運営・充実	p.35		
		36	子育て家庭への訪問支援の充実			
		37	子育てサービス利用者に対する支援の充実			
		38	ひとり親家庭への支援の充実			
		39	介護サービス利用者保護の推進			
III	1	①	42	雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供	p.41	
			43	就労の場における男女共同参画の啓発	p.44	
	2	①	44	家族経営協定の推進		
			45	農業者年金事業の推進		
	3	①	46	女性の起業支援	p.44	
			47	多様な保育サービスの充実	p.47	
			48	子育て相談・支援の充実		
			49	放課後児童健全育成事業の充実		
			50	ホームヘルパーの育成と研修の推進		
	51	就労の場における育児休業制度の整備推進				
	IV	1	①	52	人権啓発指導者の育成	p.51
53				人権講演会の開催		
54				人権学習会の開催		
55				広報による啓発活動の推進		
2		①	56	小・中学校における男女平等についての学習の充実	p.55	
			57	小・中学校における人権研修の充実		
			58	保護者への啓発活動の推進		
		②	59	体罰防止への啓発促進	p.55	
			60	セクハラ防止への啓発促進		
			61	相談体制の充実		

第一次行動計画

第3章 計画の基本目標と施策の方向

基本目標Ⅰ 【地域・社会では】

互いの生き方を尊重しあえる環境づくり



【目標の趣旨】

少子高齢化、過疎化、核家族化など社会情勢が変化する中、男女がともに個性を生かし、生き生きと活躍できる地域社会の形成が必要です。

性別にとらわれず一人ひとりが個性と能力を発揮し、地域社会を形成するためには、政策や方針決定の過程に積極的に女性の参画を推進し、意見や考え方を反映させていくことが大切です。

市の各種委員会や審議会などへの女性委員の登用率は、これまでの取組により一定の成果は見られますが、まだまだ目標には達していないのが現状です。

政治分野においても、男女の候補者ができる限り均等となることを目指す法律が施行されましたが、本市においても国や県と同様に圧倒的に男性議員の人数が多い状況にあります。男女が社会の対等な構成員として活躍するためには、引き続き、女性の登用率を向上させるための取組が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、性別にとらわれずに一人ひとりが能力を発揮し、生き生きと活躍できるまちづくりが重要です。

◆基本目標Ⅰの成果指標

成果指標	策定時（R1）
	目 標（R7）
各種委員会や審議会等への女性委員の登用率	30.2%
	35.0%
「意識調査」において、女性が地域の集まりや作業の中で、男性とともに参加しにくい、あるいは男性と同じようには発言しにくいという雰囲気や状況があると感じる市民の割合	41.4%
	25.0%

重点課題1 あらゆる分野における方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

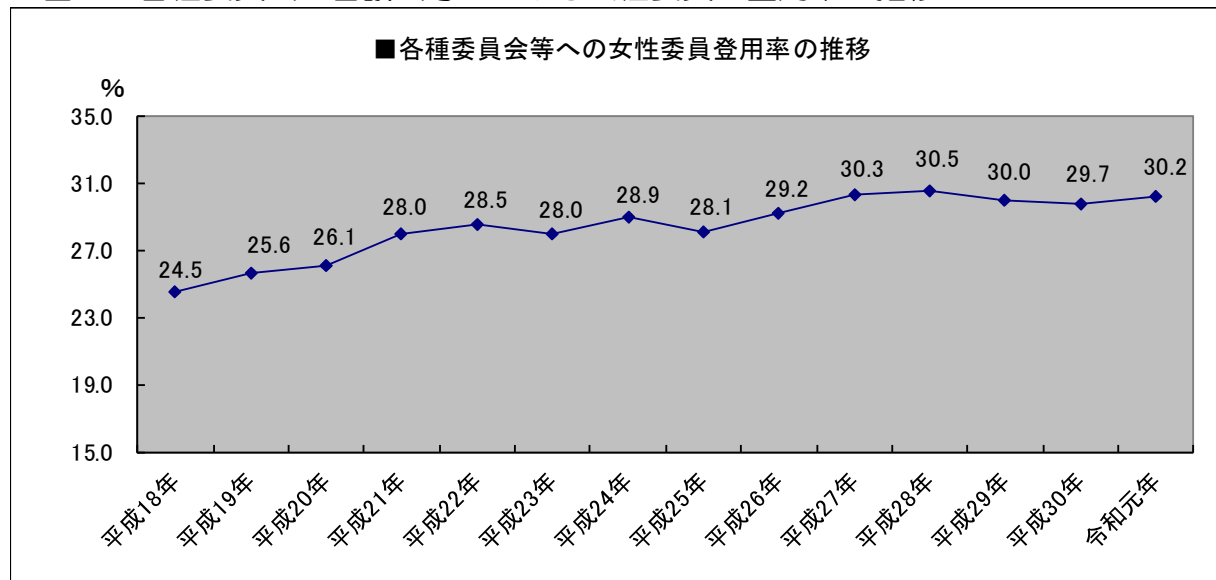
男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれずに男女がともに個性を發揮し、生き生きと活躍できる環境が大切です。市民一人ひとりが様々な分野で主体的にまちづくりに関わり、意見や考え方を反映させる必要があります。

しかし、現状では、女性は男性に比べて政策や方針決定の場に参画する機会に関わることが少ないことが「意識調査」の結果からうかがえます。各種審議会や委員会等の女性委員の登用率について、「男女半々がよい」という回答が約6割を占める中で、女性の登用率は約3割にとどまっているのが現状です。

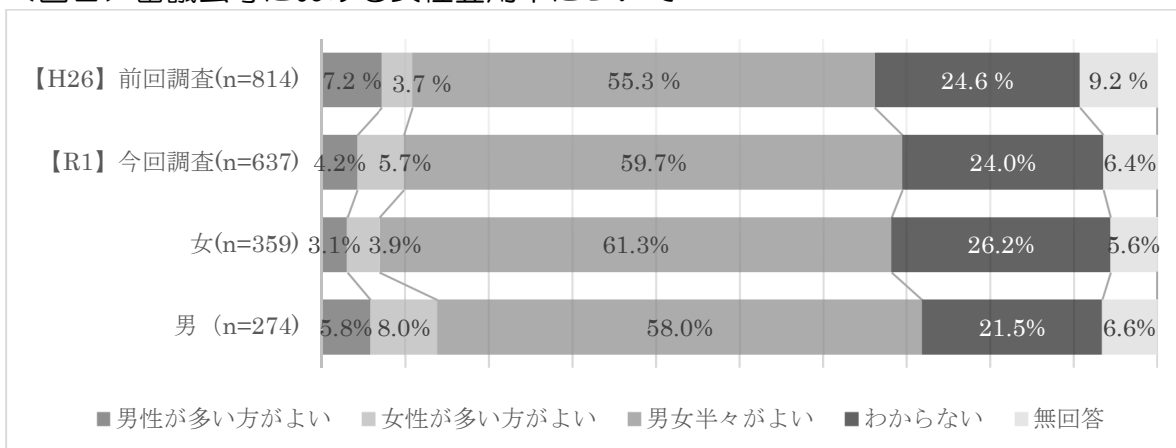
国は、2018年（平成30年）に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を施行しました。この法律では、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが基本原則の一つに掲げられています。しかし、衆議院や参議院、地方議会における女性議員の割合は2018年（平成30年）時点で、衆議院は10.1%、参議院は20.7%、市区町村議会は13.1%となっており、衆議院の数値は世界193か国中158位でOECD諸国中最下位となっています。本市においても、女性議員の割合は、令和元年4月現在で約4.5%と決して高い数値とは言えない状況です。

これらの状況を踏まえ、政策や方針決定の場面や地域における活動において、より女性の意見が反映されるよう、男女が共に参画しやすい環境づくりに努める必要があります。

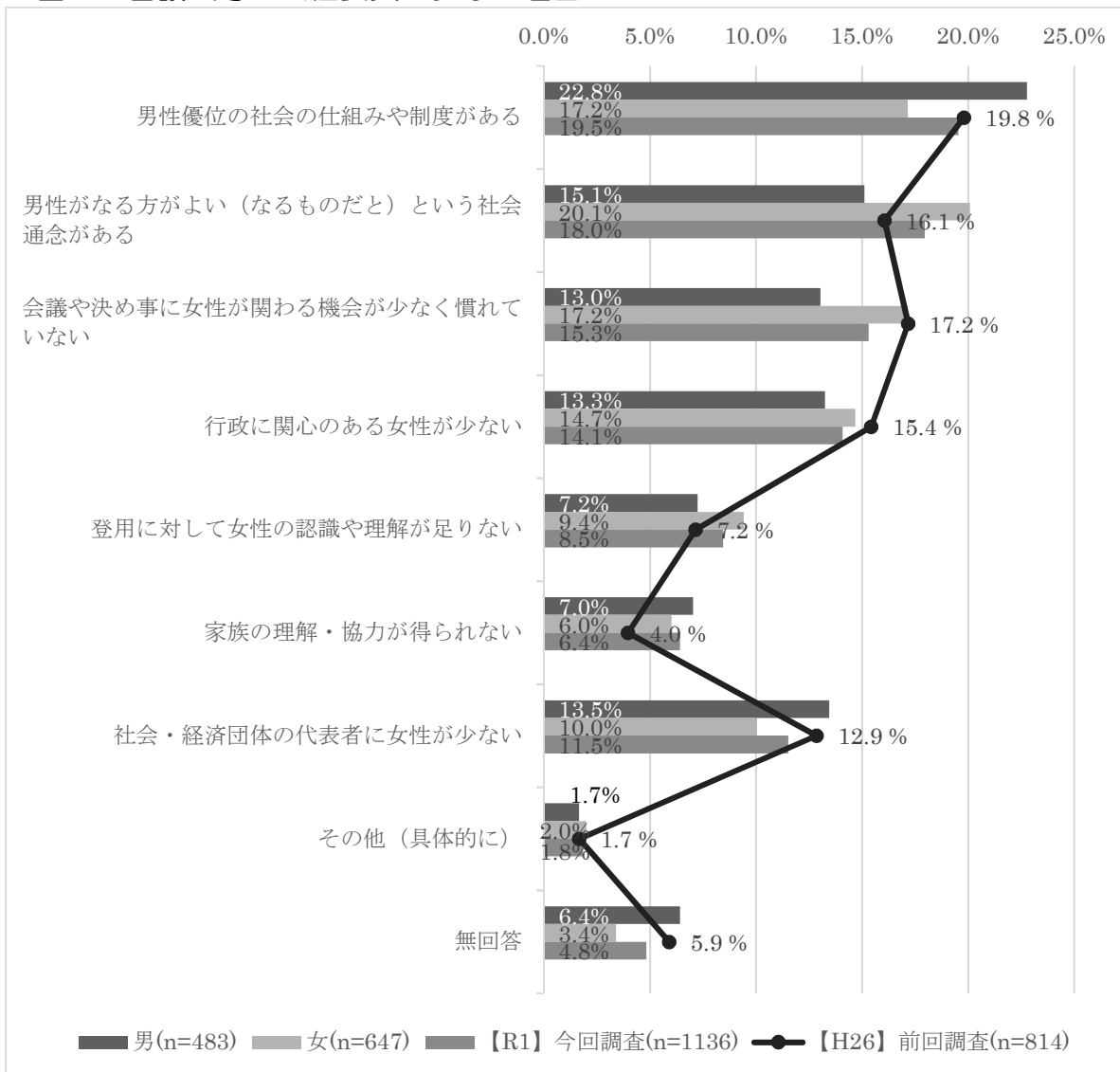
<図1> 各種委員会・審議会等における女性委員の登用率の推移



＜図2＞審議会等における女性登用率について



＜図3＞審議会等に女性委員が少ない理由



◆施策の方向 重点課題1

【市の取組】

①政策・方針決定の場への女性の参画推進

推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R1)
		目標 (R7)
1. 各種委員会等への女性の参画促進 女性委員の登用率向上を図るため、 各種委員会等への女性の参画を促進し ます。	各種委員会等の女性 委員登用率	30.2%
		35.0%
2. 市女性職員の管理職への登用 女性職員の管理職への積極的な登用 に努めます。	市管理職に占める女 性職員の割合	15.1%
		23.3%
3. 市職員の職場研修の充実 全職員及び管理・監督者を対象にし た研修会等を開催し、女性職員の政策 能力の向上を目指します。	各種職場研修におけ る女性職員の受講者 数	212人/年
		220人以上/年

②女性の人材育成と活動支援

推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R1)
		目標 (R7)
4. 1. 市民活動に関する人材育成と確保 地域等でリーダーとして活躍できる 人材を育成するため、講座等を開催し ます。	男女共同参画推進に 関する講座の受講者 数	23人/年
		30人/年
5. 2. 女性人材の活動支援 地域で男女共同参画やまちづくりに 取り組んでいる女性人材の活動を支援 します。	女性団体連絡協議会 等の活動支援	—
		—
6. 3. 市女性職員の人材育成の充実 女性職員を対象に研修会を開催し、 管理職の育成を推進します。	各種研修会への女性 職員の受講者数	30人/年
		35人以上/年

●市民ができること

- 様々な意思決定の場に、男女がともに積極的に参加し、話し合いましょう。
- 性別にとらわれることなく、委員や役員を選びましょう。
- 積極的に委員や役員を務めましょう。

○事業者ができること

- 性別にとらわれることなく、管理職や役員への登用に努めましょう。
- 研修等を行い、女性の人材育成に努めましょう。
- 経営者が働き方の多様化を理解し、職場環境の改善に努めましょう。

重点課題2 DV等あらゆる暴力の根絶

◆日田市DV対策基本計画

【現状と課題】

男女間における暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因の一つです。配偶者や親しい関係者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害と言えます。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合は女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を振るうことは、男女平等参画社会の実現の妨げとなっています。

「意識調査」の結果からも、過去1年間にDVを受けたことがあるとの回答が見られます。「したことがある」との回答は女性よりも男性が多く、「大声でどなって威嚇する」、「何を言っても長時間無視し続ける」などの行為が目立ちます。

しかし、DVについては親しい関係にある人との間で起きることから、個人的なあるいは家庭内での問題と認識されがちで潜在化しやすい傾向にあり、被害を受けても「誰にも相談しなかった、できなかった」、「無回答」の割合が高いのが現状です。

また、育児や介護による重圧から子どもや高齢者が被害にあう虐待についても、未然に防止するとともに、被害者の保護や支援が必要です。

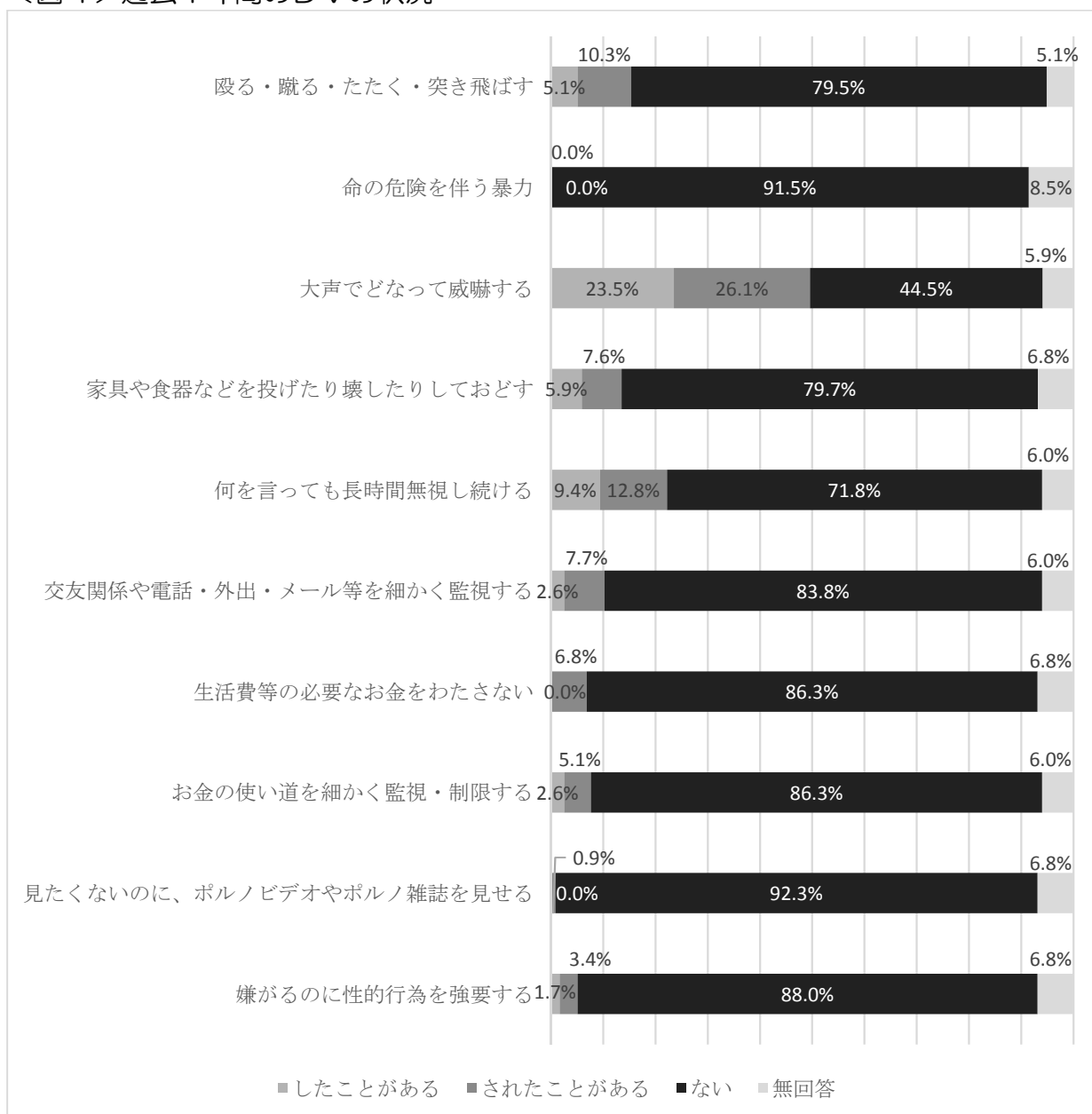
ストーカー行為や性犯罪は、被害者が身体的にも精神的にも大きな被害を受ける行為であり、重大事件にもつながりかねません。

本市においては関係各課が連携し、情報共有を図りながら被害を未然に防ぐとともに、被害者に対しては状況に応じて相談機関を紹介するなど、きめ細かな支援に努めます。

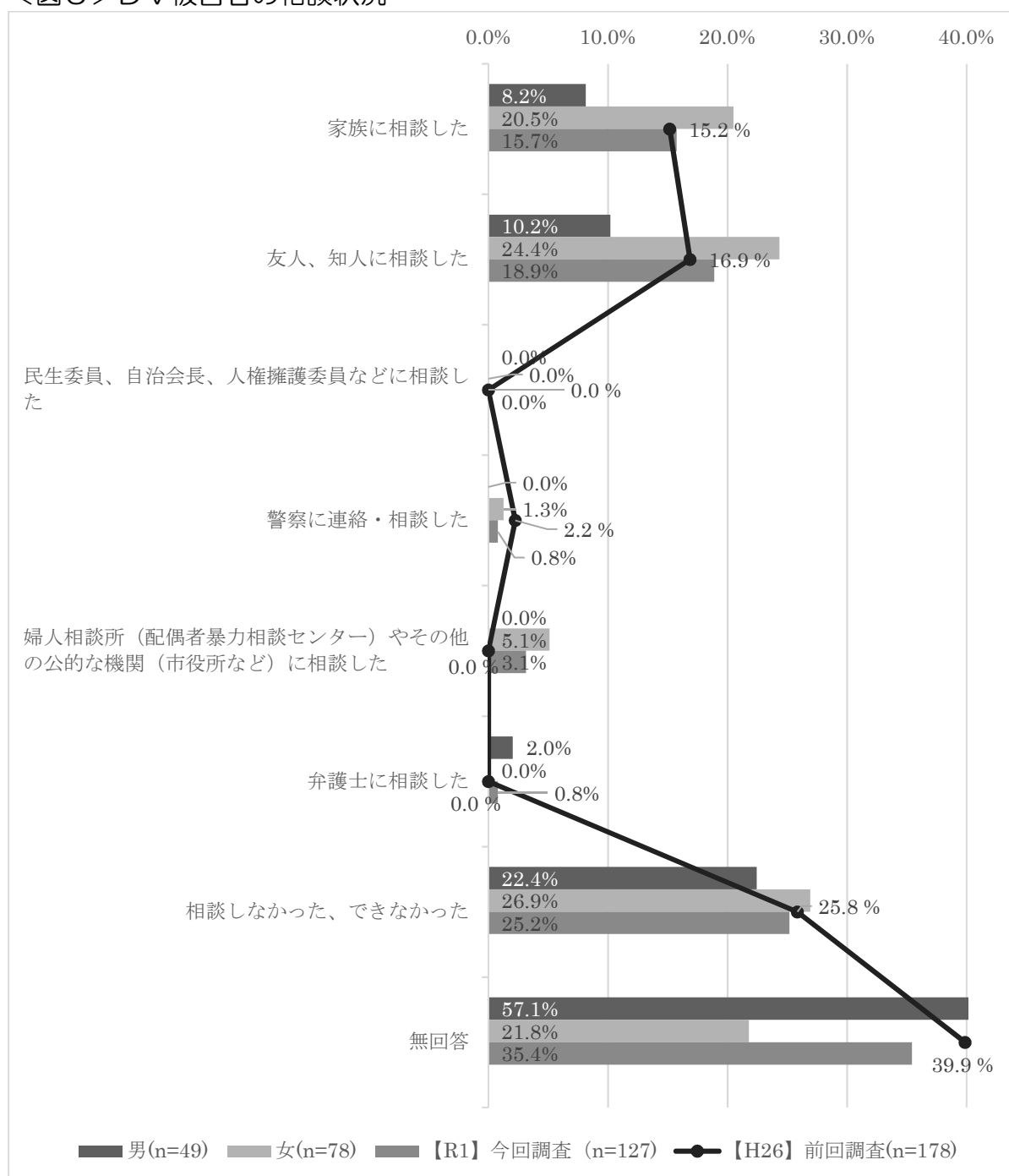
※ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や婚姻の届出をしていない事実婚、元配偶者（事実婚の解消を含む）、交際相手等の親密な関係にある者からの暴力をいいます。暴力の種類は様々で、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的及び性的な暴力も含まれます。また、若い世代の恋人間で起こる暴力を「デートDV」ともいいます。

<図4>過去1年間のDVの状況



<図5>DV被害者の相談状況



◆施策の方向 重点課題2

【市の取組】

①DV等あらゆる暴力の防止及び相談体制の充実

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
7 1. 暴力防止のための啓発活動の推進 「女性に対する暴力をなくす運動」 期間に啓発活動を実施し、意識の向上 を図ります。	DV防止に関する街 頭啓発の実施	1回／年
		1回／年
8 2. 高齢者に対する虐待の防止・権利 擁護 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待 を受けた方の支援を行います。	相談体制の充実	—
		—
9 3. 児童に対する虐待の防止 関係機関と連携し、児童虐待の予防 や早期発見、虐待を受けた児童の適正 な保護に努めます。	相談体制の充実	—
		—
10 4. 乳幼児虐待予防の啓発 関係機関と連携し、乳幼児に対する 虐待の予防、早期発見に努めます。	出生者世帯数に対す る訪問実施世帯数	404世帯／全411世帯 98.3%
		出生全世帯 100%
11 5. 障がい者に対する虐待の防止 障がい者に対する虐待の予防、早期 発見、虐待を受けた方の適切な保護や 支援に努めます。	相談体制の充実	—
		—
12 6. DV等の被害者保護のための相談 窓口の充実 配偶者等から暴力を受けた被害者に 対する相談体制を充実させます。	相談員の研修受講回 数	2回以上／年
		2回以上／年
13 7. 暴力の形態に応じた相談機関の周 知 被害者が相談しやすい相談機関の周 知に努めます。	広報紙等への情報掲 載回数	2回／年
		2回以上／年

●市民ができること

- DVやあらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識を持ちましょう。
- 暴力による被害者を見かけたら、見逃さずに声をかけたり、関係機関に連絡するなど、すすんで手をさし伸べましょう。
- 被害を受けたとき、あるいは被害を与えてしまったときは、一人で悩まずに相談しましょう。

○事業者ができること

- 言葉の暴力や虐待など、パワーハラスメント（パワハラ）に対する意識を持ちましょう。

★教育者ができること

- あらゆる暴力を絶対に許さないという教育を推進しましょう。
- 保護者と連携を図り、暴力の未然防止や早期発見に努めましょう。

※パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為をいいます。

重点課題3 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上

【現状と課題】

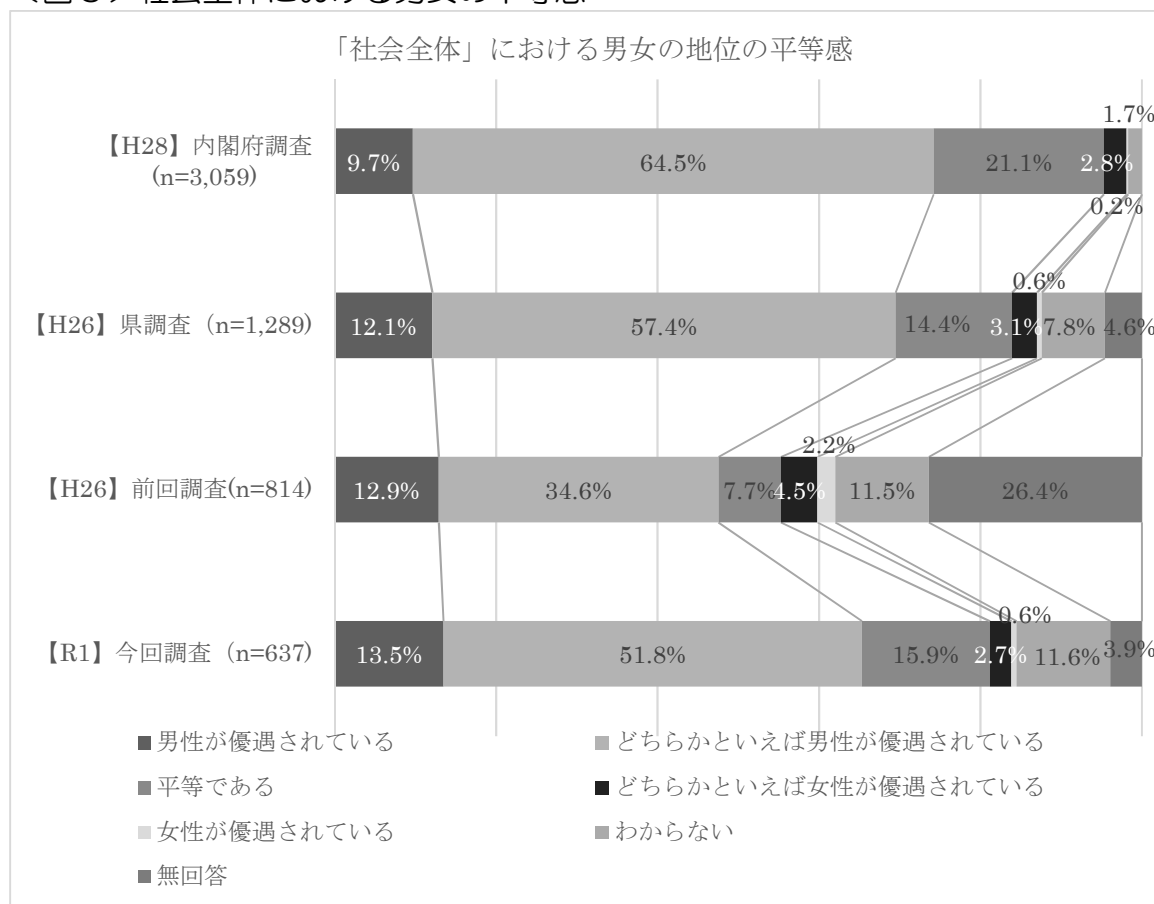
性別に関係なく個人の能力等によって役割分担を決めることが適切である中で、地域社会における男女の平等感はいまだ対等とは言えず、性別による固定的な役割分担意識が存在しています。

「意識調査」では、社会全体の男女の平等感について、「平等である」との回答割合が前回調査の7.7%から15.9%と高くなった一方で、「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答も47.5%から65.3%と高くなっています。

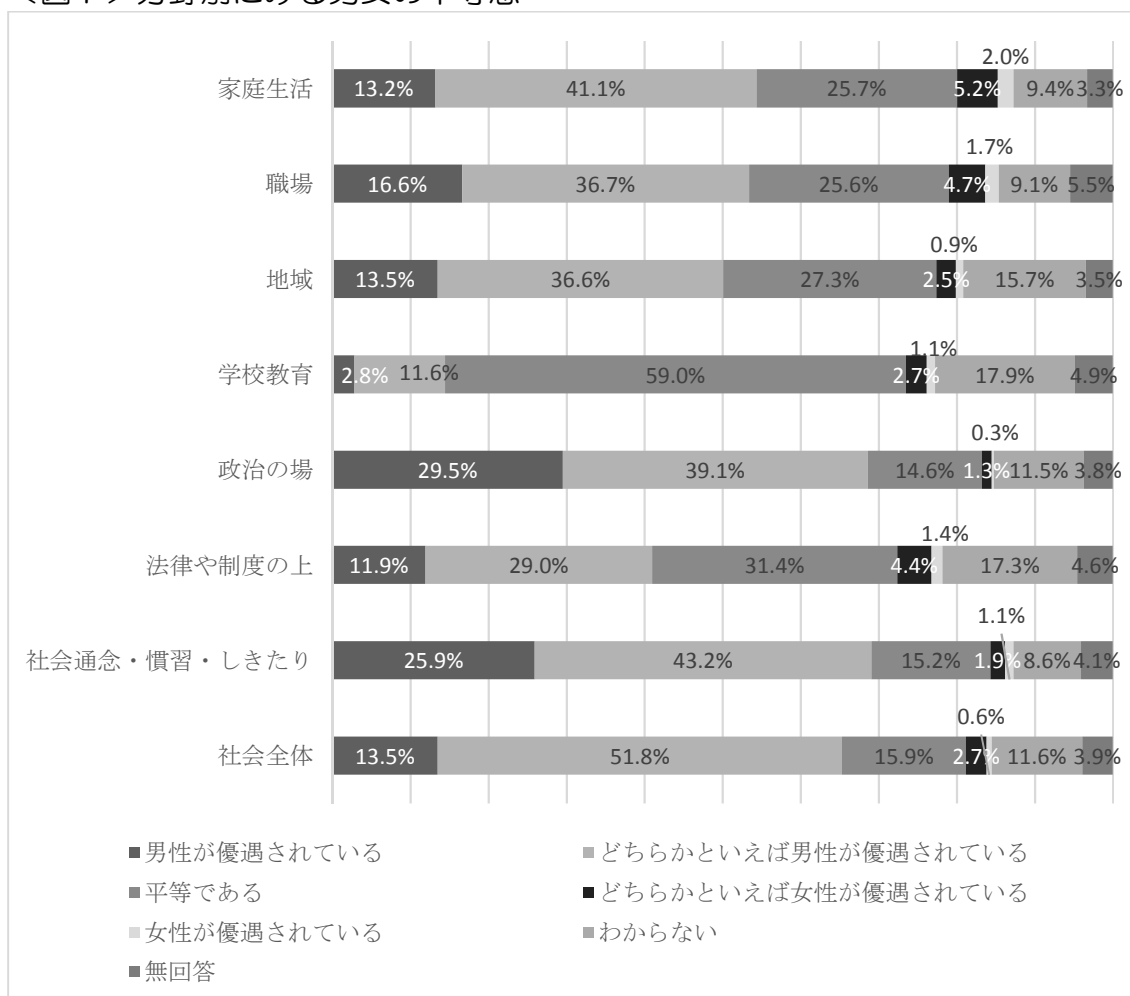
分野別にみると学校教育だけが男女平等と感じる回答が5割を超えていますが、その他の7つの分野ではいずれも男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。中でも、政治の場や社会通念、慣習、しきたり等の分野では、男女平等とは程遠い結果となっています。

地域において男性が主となって催し物の企画や役員を決定する、女性が発言することは出しゃばりと思われがちである、といった意見が多いことから、引き続き意識の向上に向けての啓発活動等が必要です。

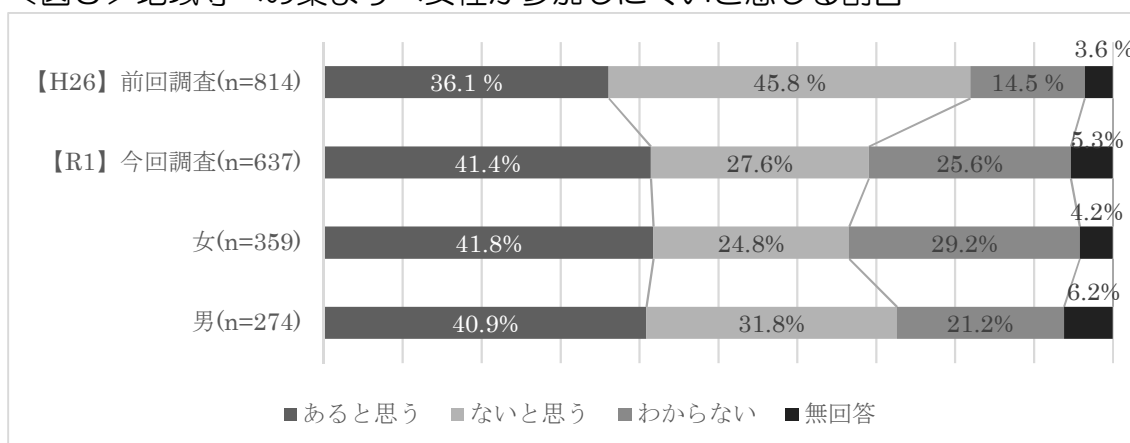
<図6> 社会全体における男女の平等感



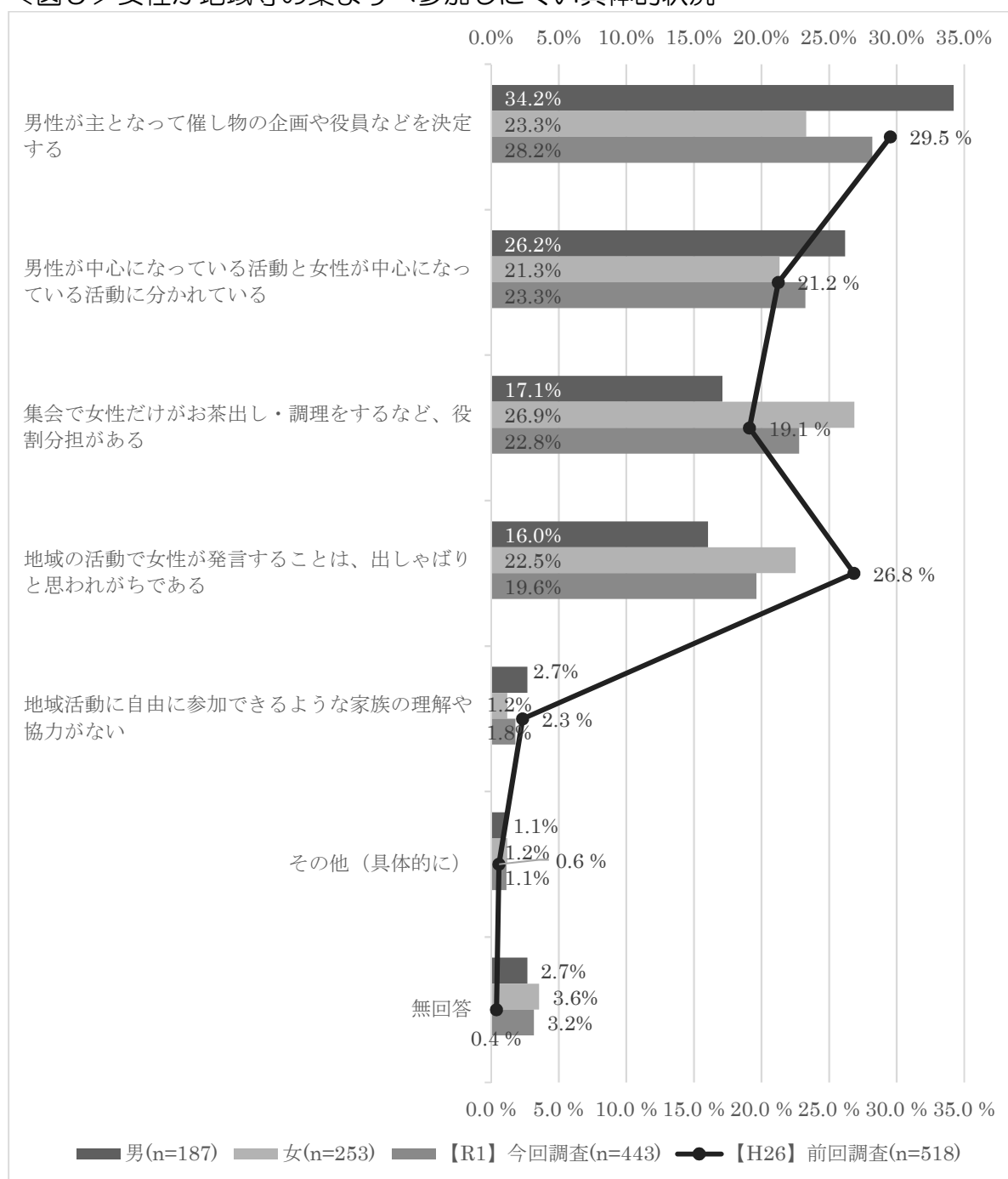
＜図7＞分野別にみる男女の平等感



＜図8＞地域等への集まりへ女性が参加しにくいと感じる割合



＜図9＞女性が地域等の集まりへ参加しにくい具体的状況



◆施策の方向 重点課題3

【市の取組】

①地域活動における男女共同参画の推進

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目 標（R7）
14 1. 女性消防団員の登用・活動支援 女性消防団員の登用に努めるとともに、啓発活動等の女性消防団員の活動を支援します。	女性消防団員の活動回数	51回／年
		51回／年
15 2. 日田市の明日の道を想う女性の会の活動支援 よりよい道路環境整備の促進に向けて、日田市の明日の道を想う女性の会の活動を支援します。	関係団体の活動支援	—
		—
16 3. 観光分野における人材の育成と活用 観光分野において、女性の参画を推進するとともに人材の育成と活用に努めます。	「町歩きガイド」スキルアップ講座の女性受講率	50％／年
		60％以上／年
17 4. 高齢者の地域社会への参画推進 高齢者の持つ知識や経験が生かされ、生きがいづくりが促進されるよう地域社会への参画促進に努めます。	関係団体の活動支援	—
		—
18 5. 「総合的な学習の時間」の推進 地域の特徴を生かし、創意工夫した総合的な学習活動を支援します。	多様な学習の推進	—
		—

②性別役割分担の是正に対する意識の向上

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
19 1. 男女共同参画の意識づくりの推進 性別役割分担の是正を推進するため、セミナー等を開催し、意識の向上に努めます。	男女共同参画セミナーの開催回数	7回／年
		8回／年
20 2. 啓発活動の推進 -事業 24 再掲- 男女共同参画についての理解が深まり、性別による役割分担の意識が解消されるよう啓発活動に努めます。	「男女共同参画週間」における街頭啓発活動	1回／年
		1回／年

③広報・啓発活動の推進

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
21 1. 広報による啓発活動の推進 男女共同参画に関する情報を広報紙やホームページ等へ掲載し、市民の意識の向上に努めます。	広報紙等への掲載回数	8回／年
		8回／年

●市民ができること

- ・地域の様々な意思決定の場に、積極的に参加しましょう。
- ・地域に残る以前からの習慣やしきたりについて、男女共同参画の視点から見直しましょう。
- ・役員や委員の選任については、男女の固定観念にとらわれずに選びましょう。

★教育者ができること

- ・地域におけるしつけや教育について、男女共同参画の視点に立って取り組みましょう。

重点課題4 学校や地域における国際理解の推進

【現状と課題】

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の普及・発達により、グローバル化が加速する中、「日田市男女共同参画推進条例」でも基本理念の一つとして「国際的協調」を掲げており、多様な価値観を身につけることが大切です。

2015年（平成27年）に採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）の中でも、ジェンダー平等を実現することやパートナーシップで目標を達成することが目標の一つに掲げられています。

しかし、日本の現状を見ると、世界経済フォーラムが発表した2019年版のジェンダーギャップ指数では、153か国中121位と前年の110位から、さらに順位を下げてしまいました。中でも、政治、経済、教育、健康の4つの分野のうち、政治に関しては144位でワースト10という結果でした。

市では、「日田市男女共同参画推進条例」の基本理念のひとつとして、国際的協調の下に施策を推進することとしており、多様な価値観や文化や習慣の違いを理解する取組を推進します。

◆施策の方向 重点課題4

【市の取組】

①国際交流を通じた多様な価値観への理解や男女共同参画への学習の推進

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
22 1. 地域における国際理解の推進 各地区公民館等において、国際理解を推進するための事業実施を推進します。	事業実施の支援	—
		—
23 2. 国際理解教育の推進 児童・生徒とALT（外国語指導助手）との交流を通して国際理解、異文化への理解を推進します。	ALT派遣回数（年）	小学校 749回 中学校 403回
		小学校 780回 中学校 450回

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

インターネットを通じて、場所にとらわれずに利用者同士のコミュニケーションを実現します。

※「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことを言います。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）と言います。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

●市民ができること

- 自分にできるところから国際交流を実践し、多文化について理解を深めましょう。
- 国際交流を通して、様々な価値観の理解に努めましょう。
- 学ぶ機会や交流できる機会（各種講座や講演会、イベント等）に積極的に参加しましょう。

★教育者ができること

- 外国語指導助手等を積極的に活用し、国際感覚を身につけた児童生徒の育成に努めましょう。

基本目標Ⅱ 【家庭では】

家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり

◆日田市女性活躍推進計画



【目標の趣旨】

男女がともに社会の構成員として男女共同参画を推進していくためには、家庭や地域、職場等における様々な活動にバランスよく取り組む必要があります。

しかし、「意識調査」の結果をみると、家事や育児、介護などの役割の多くの部分を女性が担っており、このことが女性の地域活動への参画を阻んでいる状況がうかがえます。中でも、食事のしたくや食料品などの買い物、掃除、洗濯を女性が担っている割合が高い傾向にあります。

今後は、これらの女性に偏りがちになっている役割分担を家庭で見直し、家族みんなで協力することが大切です。

また、高齢者世帯やひとり親家庭等、様々な家庭環境においても、それぞれが自立した生活を送ることができるような施策の推進やきめ細かな支援体制の整備が必要です。

◆基本目標Ⅱの成果指標

成果指標	策定時（R1）
	目標（R7）
「意識調査」において、社会全体における男女が平等な状態にあると感じている市民の割合	15.9%
	20.0%

重点課題1 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

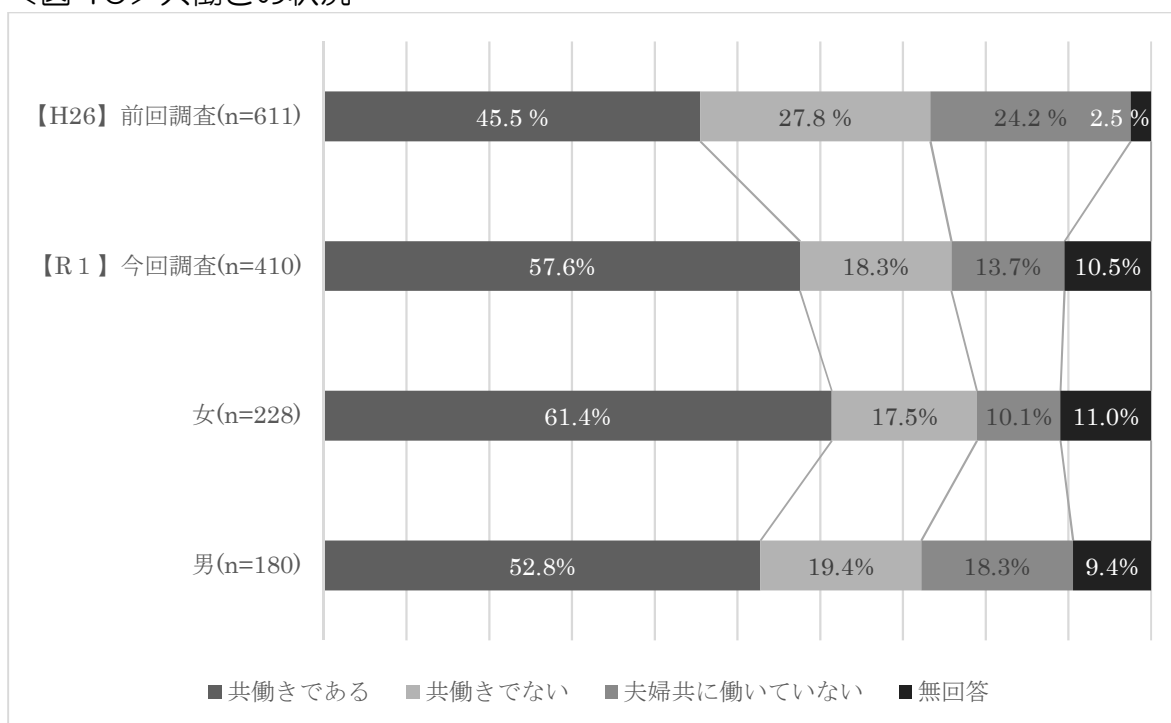
「意識調査」の結果をみると、共働きの家庭が57.6%と前回の調査と比べて12.1ポイント増加しており、夫婦ともに働いていない家庭は13.7%と前回より10.5ポイント少なくなっています。

また、家庭での役割分担の状況をみると、家事や育児、介護などを女性が負担している状況が顕著に表れています。家庭における女性の負担を軽減することにより、女性がより仕事や地域での活動に参加しやすい環境づくりにつながります。

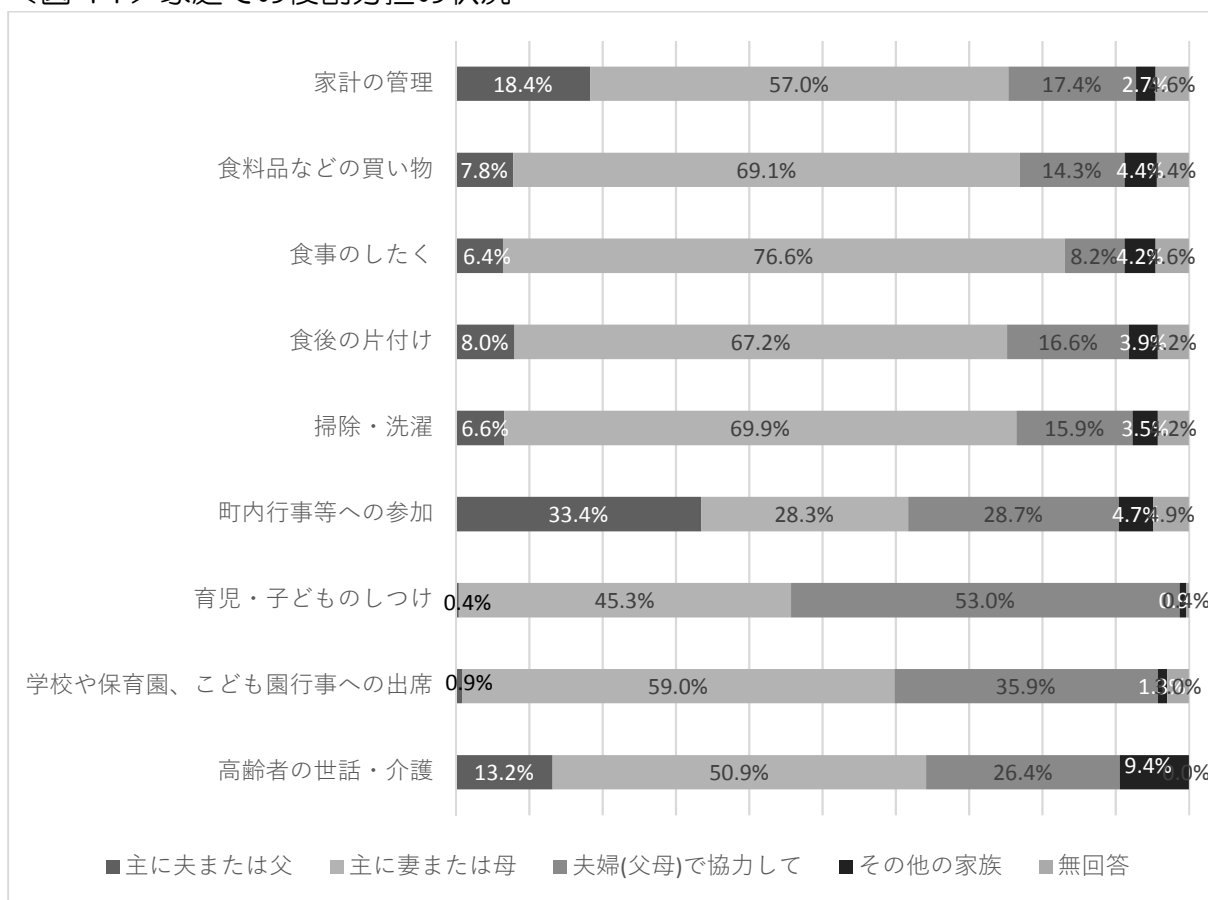
男女がともに家事や地域活動等に参加するために必要なことについては、子どもの頃からの家庭教育や夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかることが、今回も前回の「意識調査」で一番多かった回答です。

このような状況を理解したうえで、今後は、男性も家事や育児、介護などに積極的に携わっていくことが大切です。

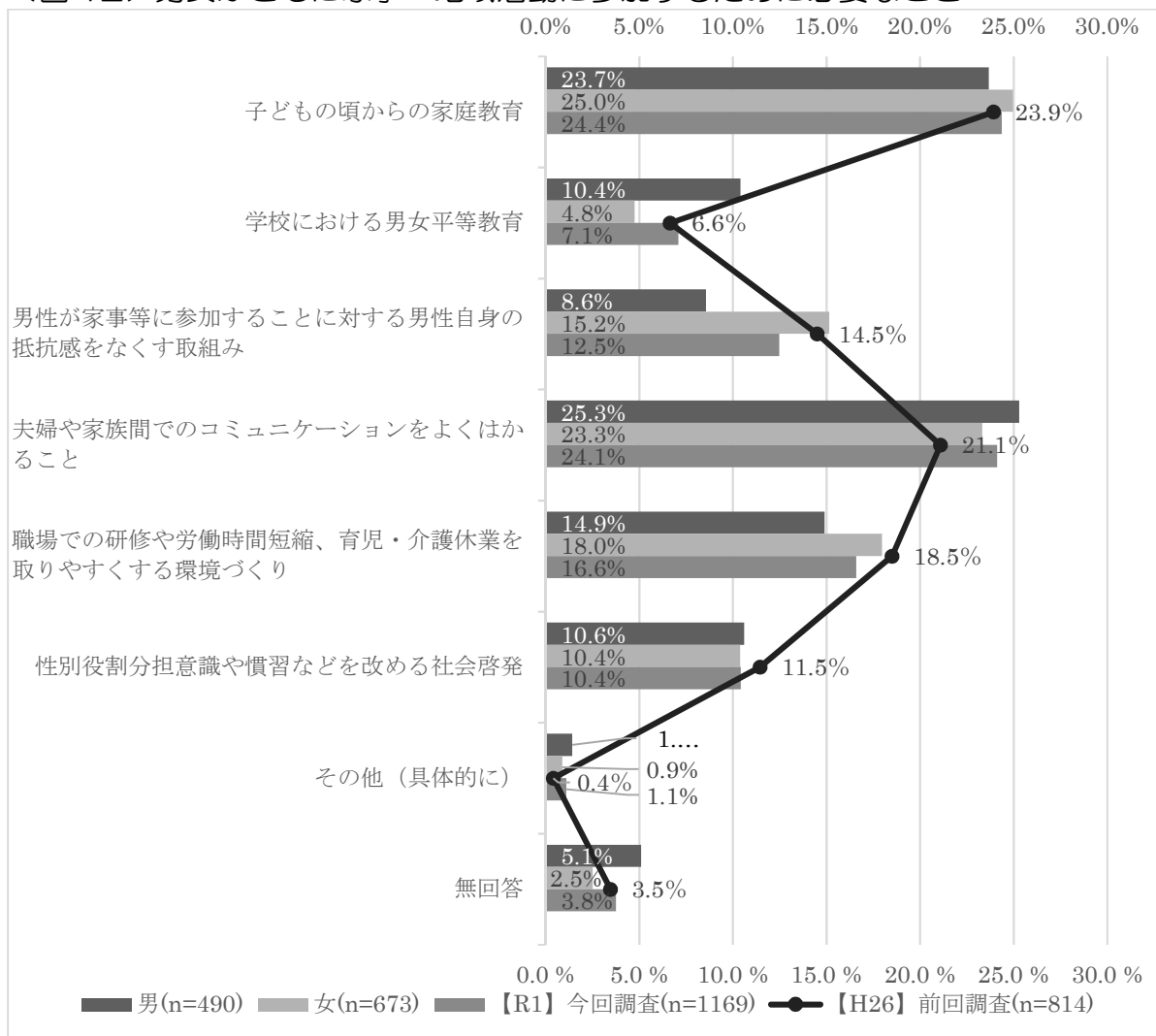
<図 10> 共働きの状況



＜図 11＞家庭での役割分担の状況



＜図 12＞男女がともに家事・地域活動に参加するために必要なこと



◆施策の方向 重点課題1

【市の取組】

①男女がともに家事や育児、介護等を行う家庭環境づくり

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
24 1. 啓発活動の推進 -事業 20 再掲- 家庭において男女共同参画への理解が深まるよう啓発活動を実施します。	「男女共同参画週間」における街頭啓発活動	1回／年
		1回／年
25 2. 啓発資料の作成・配布 男女で担う家事や育児等に関する資料を作成し、婚姻届や出生届時等に配布し、意識の向上に努めます。	婚姻届、出生届時等の資料配布率	100%
		100%
26 3. 家庭教育セミナーの開催 各地区公民館等での家庭教育セミナーの開催を支援します。	セミナー開催の支援	—
		—

②家庭における男女の自立意識の向上

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
27 1. 「男の料理教室」の開催 各地区公民館での料理教室の開催を支援し、女性に偏りがちな家事の軽減に努めます。	「男の料理教室」開催の支援	—
		—
28 2. 女性の自立のための啓発講座の開催 各地区公民館等で開催される自己表現能力向上等の講座やセミナーを支援します。	女性セミナー開催の支援	—
		—

●市民ができること

- 互いに思いやりのある言葉をかけあいましょう。
- 家族が協力して家事や育児、介護等を行いましょよう。
- 男性も積極的に家事に取り組みましょよう。
- 男性も女性も「家事は女性がやること」という意識を変えましょよう。
- 学ぶ機会（各種講座や講演会、イベント等）に積極的に参加ましょよう。

○事業者ができること

- 男性、女性ともに家事や育児、介護等に参加できるよよう、働き方について見直しましょよう。

★教育者ができること

- 男女共同参画の視点から、家庭でのしつけや教育を見直しましょよう。

重点課題2 安全で安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

令和2年3月末の市の人口は約6万4千人で、そのうち65歳以上の高齢者人口の割合は約35.0%、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口は約52.7%となっています。

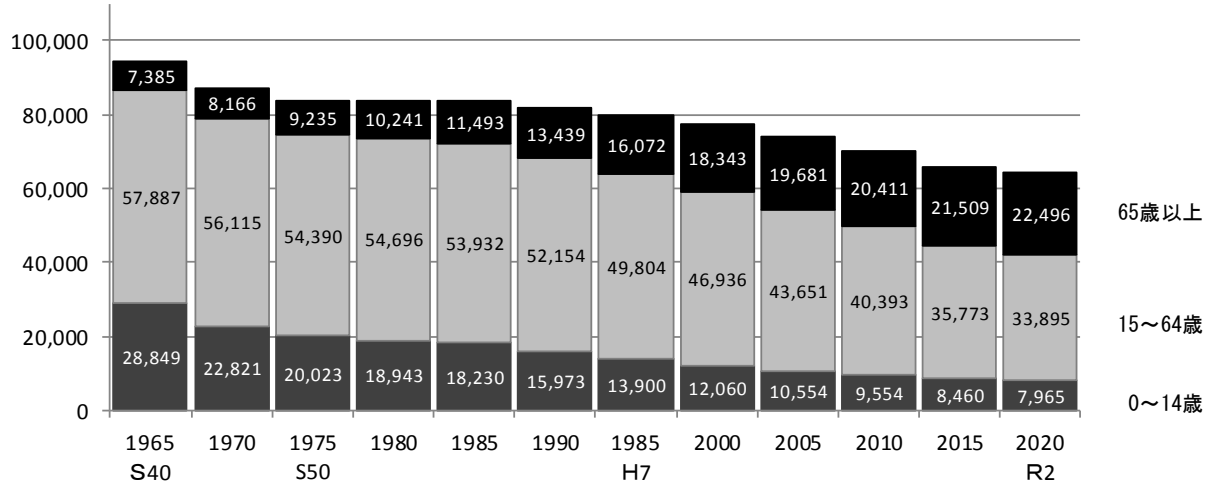
この数値を、平成27年3月末時点と比べると、高齢者人口は3.6ポイント高く生産年齢人口は3.0ポイント低くなっています。

全国的に少子高齢化が進む中で、すべての人々が安心して暮らしていくためには、性別や年齢にかかわらず、地域社会での活動に参画し、お互いに支えあう仕組み作りが大切です。

高齢者の持つ豊富な経験や知識、技能は地域を支える貴重な力であり、その力を発揮してもらうためには、安定した生活基盤が不可欠です。また、子どもを育てる家庭においては安定した経済的基盤も必要になります。家族形態や働き方が多様化する中で、それぞれのニーズに適した子育てに関する支援が望まれます。

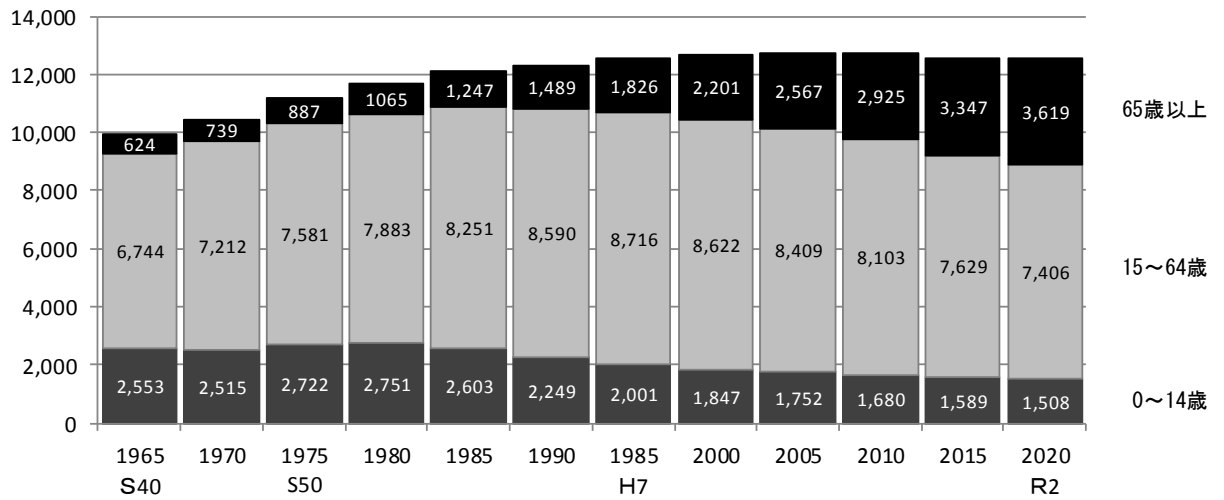
女性においては妊娠や出産など女性特有の健康上の問題に直面することから、日頃から健康面には十分気をつけて、心身ともに健やかに暮らせるように支援していくことが必要です。

<図 13>人口構成比率（日田市） 単位：人



資料：日田市「平成 29 年版日田市統計書」
 ※平成 12 年以前は市町村合併前の「旧日田市」の統計
 ※令和 2 年 3 月末は住民基本台帳の数値

<図 14>人口構成比率（全国） 単位：万人



資料：内閣府「令和元年版高齢社会白書」
 ※2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年は総務省統計局「日本の統計 2020」による推計結果

◆施策の方向 重点課題2

【市の取組】

①健康管理の充実

推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R1)
		目標 (R7)
29 1. 育児相談の充実 乳幼児の健康の維持増進のため、妊産婦や乳幼児の保護者に対して育児相談ができる環境を整備します。	各相談事業の開催合計回数	29回/年
		29回/年
30 2. 妊産婦への健康管理の普及、啓発 母子健康手帳交付時及びたまご学級で健診の重要性を周知するとともに、妊婦健康診査の実施に努めます。	妊婦健康診査延べ受診者数	5,169人/年
		母子健康手帳交付者数×14回

②豊かな生活をおくるための施策の充実

推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R1)
		目標 (R7)
31 1. 高齢者教室の開催 地区公民館等で開催される高齢者を対象とした教室を支援し、地域社会への参画を促進します。	教室開催の支援	—
		—
32 2. 経済的自立の支援（年金受給権の確保） 高齢者の安心な暮らしを守るため、年金制度に対する情報提供や相談窓口の充実を図ります。	広報紙やホームページ等への情報掲載回数	17回/年
		24回/年
33 3. 老人クラブ施設研修の充実 高齢者を対象に生活や福祉、介護等の情報提供と教養を向上させるための研修会を開催します。	老人クラブの施設見学の回数	各地区1～2回
		各地区1～2回
34 4. 老人クラブ活動の充実 スポーツやレクリエーション活動等を通して、高齢者の生きがいや健康づくりに努めます。	老人福祉センターで開催される教室等の回数	1,120回/年
		1,120回/年

③福祉に関する施策の充実

推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R1)
		目標 (R7)
35 1. 家庭児童相談の運営・充実 家庭児童福祉に関する相談指導を行うとともに児童相談所との連携を図り、子育て支援に努めます。	相談員の研修会受講回数	14回/年
		20回以上/年
36 2. 子育て家庭への訪問支援の充実 育児不安を抱える家庭を専門のボランティアが訪問し、不安の軽減を図ります。	訪問を必要とする家庭の訪問	—
		—
37 3. 子育てサービス利用者に対する支援の充実 子育てと就労の両立の実現に向けて、各種サービスを円滑に利用できるよう支援します。	利用者支援専門員の設置箇所数	1箇所
		1箇所
38 4. ひとり親家庭への支援の充実 ひとり親家庭に対して医療費の助成や児童扶養手当の支給を行い、生活の安定と自立の支援に努めます。	ひとり親家庭への各種支援	—
		—
39 5. 介護サービス利用者保護の推進 高齢者が安心して暮らせるよう、介護及び介護予防サービスの質の向上に努めます。	関係施設等への訪問回数	298回/年
		300回/年
40 6. 介護予防・生活支援サービスの充実 高齢者が在宅で安心して暮らせるよう、各種サービスの提供に努めます。	関係機関の活動支援	—
		—
41 7. 障がい者支援の充実 障がい者が安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実や各種サービスの推進に努めます。	相談支援事業所等との連携による支援	—
		—

●市民ができること

- 男女が互いの身体や健康について理解しあい、相手を思いやりましょう。
- 一人で悩まずに様々な相談機関やサービスを利用しましょう。
- 困っている人を見かけたら、声をかけ、話を聞いてあげましょう。
- 様々な家族形態や働き方を理解し、互いに助けあいましょう。

○事業者ができること

- 相談の解決に向けて、必要に応じて関係機関と連携して取り組みましょう。

基本目標Ⅲ 【職場では】

個人の能力を発揮して安心して働ける職場づくり

◆日田市女性活躍推進計画



【目標の趣旨】

少子高齢化や過疎化が進展し労働力人口が減少する中、社会や経済を維持、活性化させるためには、男女がともに働き社会を担っていく必要があります。

職場においては、採用や賃金、昇格、昇給などの条件が男女間で平等であり、労働者一人ひとりが持つ意欲や能力等が適正に評価され、性別に関係なく適法な労働条件の下で安心して働くことができる職場環境づくりが大切です。

また、女性は結婚や出産、育児により仕事から一旦離れるケースが多く、女性の労働力率は、30歳代を底としたM字カーブを描いています。このM字カーブは年々浅くなっており、昭和50年の42.6%から平成元年は76.7%となり、女性の就業者数が初めて3,000万人を突破しました。

社会や経済を活性化させるためには、引き続き、家事や子育て、介護など女性に負担が偏りがちな役割に対する支援制度の充実を図り、パートタイム労働法や育児・介護休業法等、関係法令の周知啓発に努めることが必要です。

◆基本目標Ⅲの成果指標

成果指標	策定時（R1）
	目標（R7）
「意識調査」において、職場で女性は男性に比べ、仕事の内容や待遇面で差別されていると思う市民の割合	17.9%
	15.0%

重点課題1 一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくり

【現状と課題】

国内における女性の労働力人口は2012年（平成24年）以降、年々増加傾向にあり、このことが雇用者総数に占める女性の割合、さらには労働力人口総数の増加につながっています。

働く女性が増える一方で、「意識調査」の結果をみると「職場で女性は男性に比べて差別されていると思う」との回答が17.9%を占めています。差別に関する内容は「賃金に格差がある」が最も多く、次いで「能力を正當に評価しない、昇進・昇格に差がある」となっています。

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。

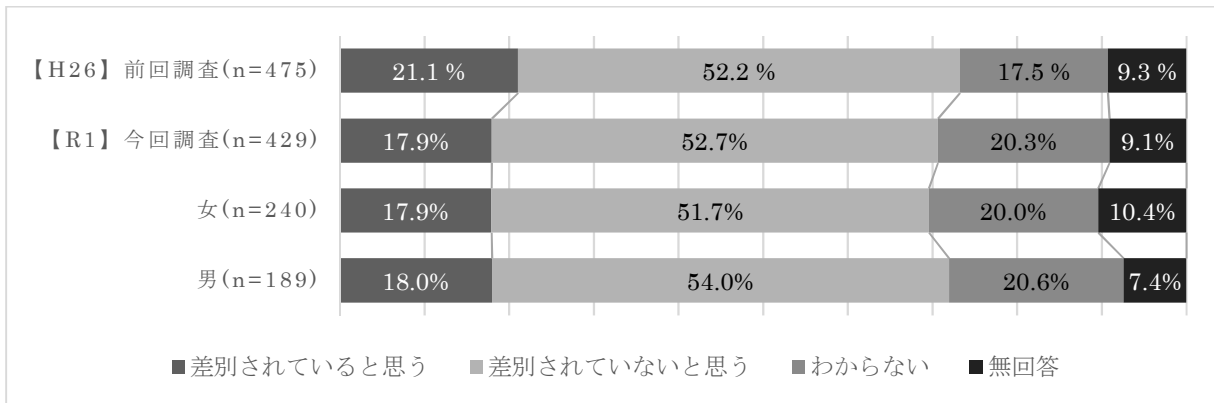
また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠や出産等に関するハラスメント防止のために、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられています。

女性の職場進出を支援するためにも、職場において男女が性別による差別を受けることなく、個人の能力を発揮して平等な立場で働くことができる職場環境づくりが重要です。

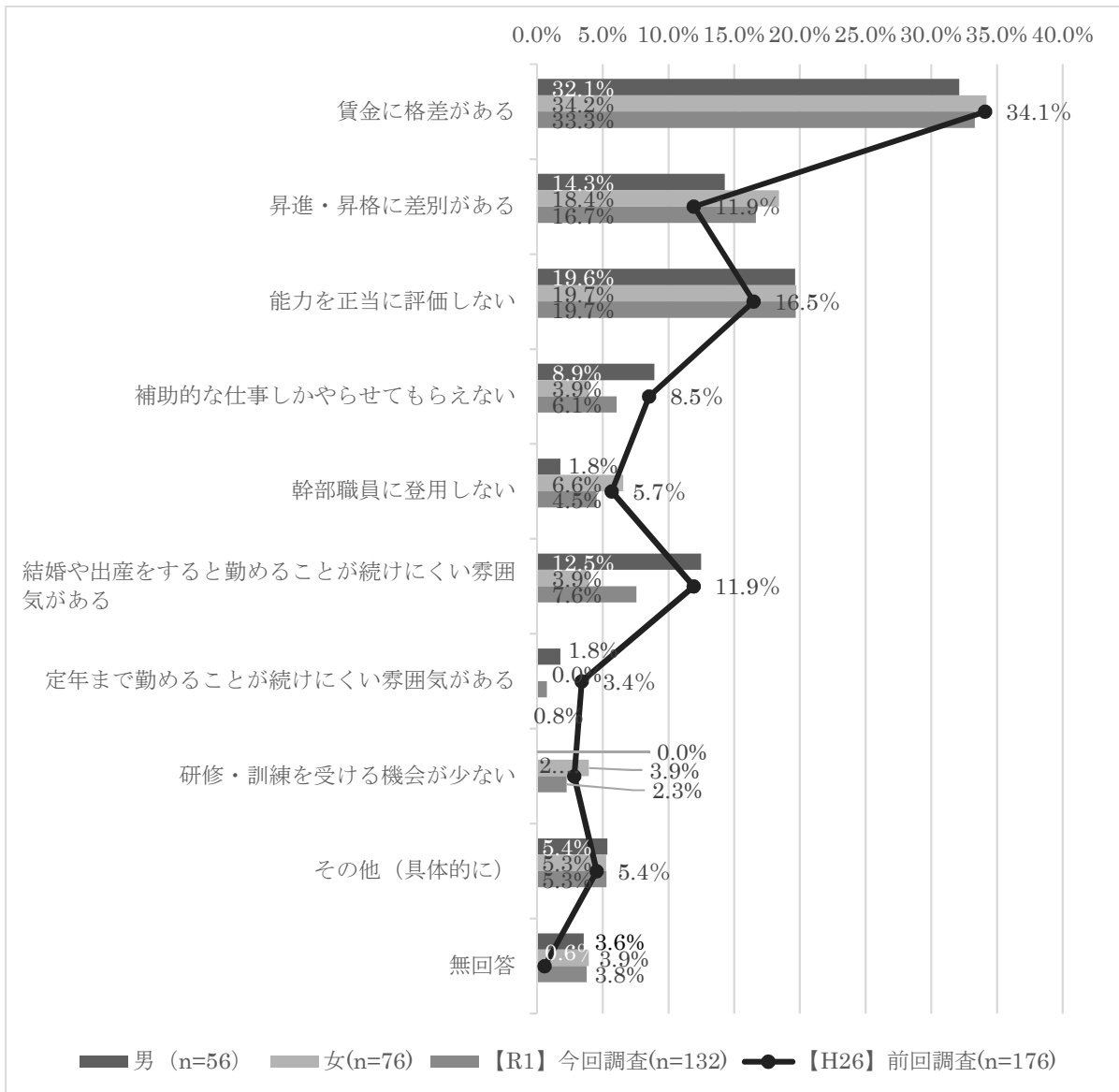
※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

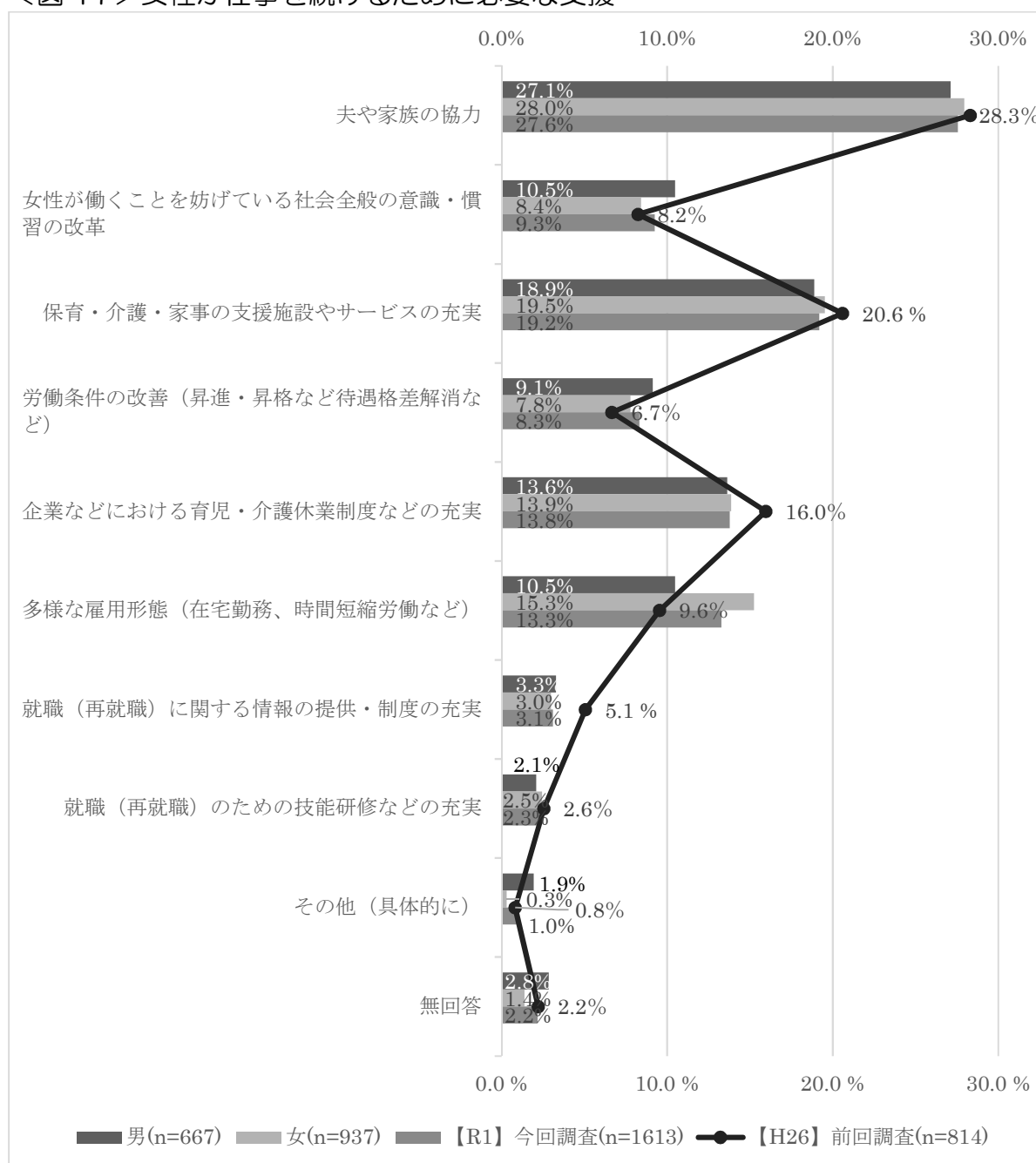
<図 15> 職場における女性への差別的処遇の有無



<図 16> 職場における女性への差別的処遇の状況



<図 17>女性が仕事を続けるために必要な支援



◆施策の方向 重点課題 1

【市の取組】

①働く場における男女平等な機会と公平な待遇の確保

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
42 1. 雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供 男女平等な職場環境づくりのため、広報紙等を活用し、雇用・労働関係法令等の周知・啓発に努めます。 ※R1は働き方改革等の関係法令の周知機会が多く、例年より掲載回数が多い結果となった。 R7は第2期基本計画を上回る回数で設定している。	広報紙等への情報提供回数	25回/年
		20回/年

●市民ができること

- ・みんなが働きやすい職場環境づくりを心がけ、互いに協力しましょう。
- ・男女平等を意識した職場環境づくりを進めましょう。

○事業者ができること

- ・女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、労働基準法を遵守しましょう。
- ・性別にとらわれず、個人の能力や業績によって評価しましょう。
- ・賃金や待遇面で性別による格差がないか見直しましょう。
- ・妊娠中や出産後の女性が働きやすいように配慮しましょう。
- ・女性が結婚や出産をしても希望すれば働き続けることができる職場環境をつくりましょう。
- ・性別にとらわれず、個人の能力と意欲によって仕事ができる職場環境をつくりましょう。
- ・職場内のセクハラ防止に努めましょう。

重点課題2 多様な労働形態への理解と環境の整備

【現状と課題】

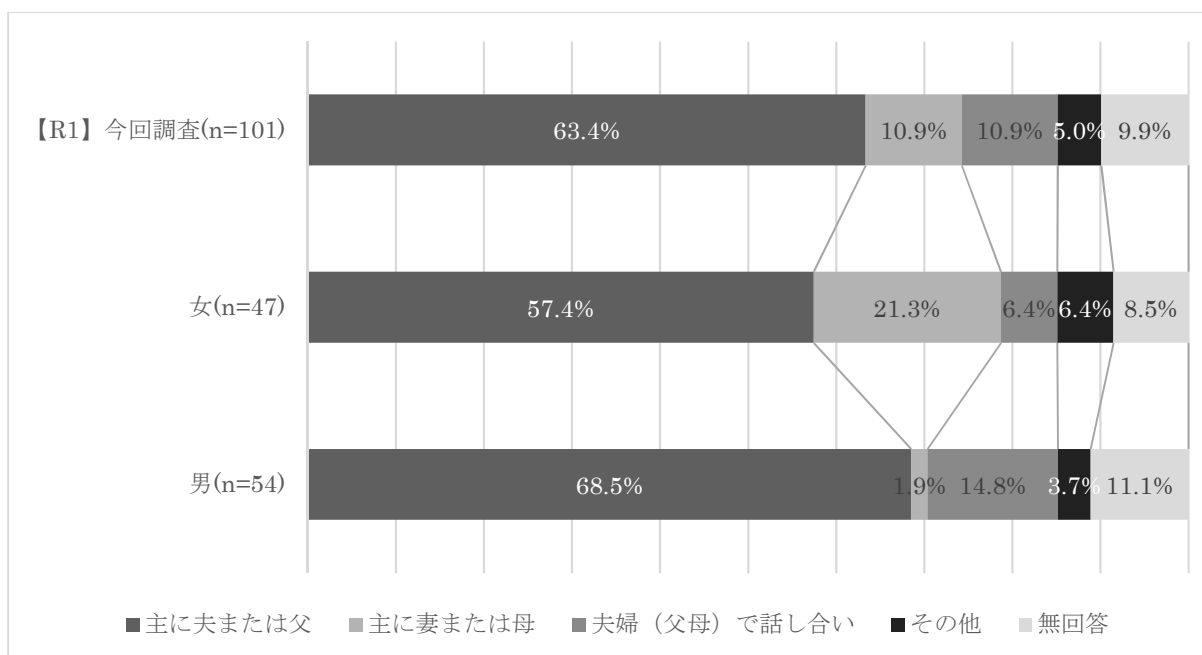
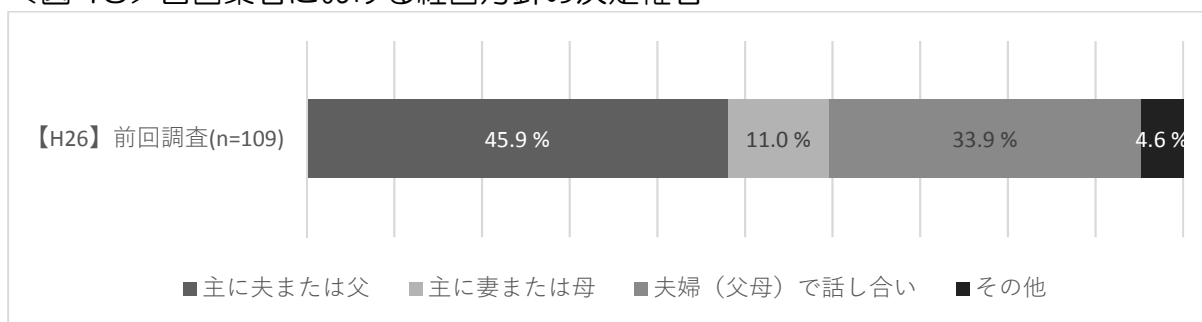
働き方の多様化が進む中、正社員と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるように、厚生労働省により同一労働同一賃金ガイドラインが策定され、働き方改革関連法のひとつとして、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆるパートタイム・有期雇用労働法）が、2020年（令和2年）4月から施行されました。

国が示した女性活躍加速のための重点方針2020でも、魅力ある職業として農業が選択されることを目指し、地域農業に関する方針策定への女性参画の推進や、女性の企業・創業の活性化、女性企業家の成長・発展を促進するための支援等が明記されています。

法制面での整備とあわせて、職場での環境整備が求められる中、「意識調査」の結果では、農林漁業やサービス業等の自営業において、事業方針の決定権者が男性であるとの回答が63.4%と前回の調査より17.5ポイント増加しています。

このような状況を踏まえ、男女が共に対等なパートナーとして経営や生産活動に取り組むことができるよう、労働形態に適した労働環境の整備が必要です。

＜図 18＞自営業者における経営方針の決定権者



◆施策の方向 重点課題2

【市の取組】

①男女がともに働きやすい労働環境づくり

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
43 1. 就労の場における男女共同参画の啓発 就労の場において男女が協力し合い働きやすい環境づくりの一助として、セミナー等を開催します。	事業所向けのセミナー等の開催回数	2回／年
		2回／年
44 2. 家族経営協定の推進 家族間で労働条件に付いて協議し、休暇や報酬等に関する協定を結ぶことでよりよい環境整備を推進します。	家族経営協定締結農家戸数	累計 157 戸
		累計 177 戸
45 3. 農業者年金事業の推進 女性農業従事者の経済的な自立を促進するため、農業者年金制度の周知・啓発に努めます。 ※目標値は、農家戸数の減によるもの。	資料、リーフレット等の配布枚数	5,913 枚
		5,700 枚

②女性の起業、活動の支援

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
46 1. 女性の起業支援 女性や若者の起業に対して経済的な支援を行い、地域経済の活性化を推進します。	女性若者シニア起業支援資金の融資件数	8件／年
		10件／年

●市民ができること

- 家族経営協定を積極的に結びましょう。
- 農林業・サービス業等の自営業において、男女が対等なパートナーとして、ともに経営等に参画できるよう、仕事や経営について話しあいましょう。
- 事業活動、家事労働に対する評価をしましょう。

○事業者ができること

- パートタイム・有期雇用労働法を遵守しましょう。
- パートタイム労働者、アルバイト、派遣職員の待遇を見直しましょう。

重点課題3 仕事と生活の調和への支援（ワーク・ライフ・バランス）

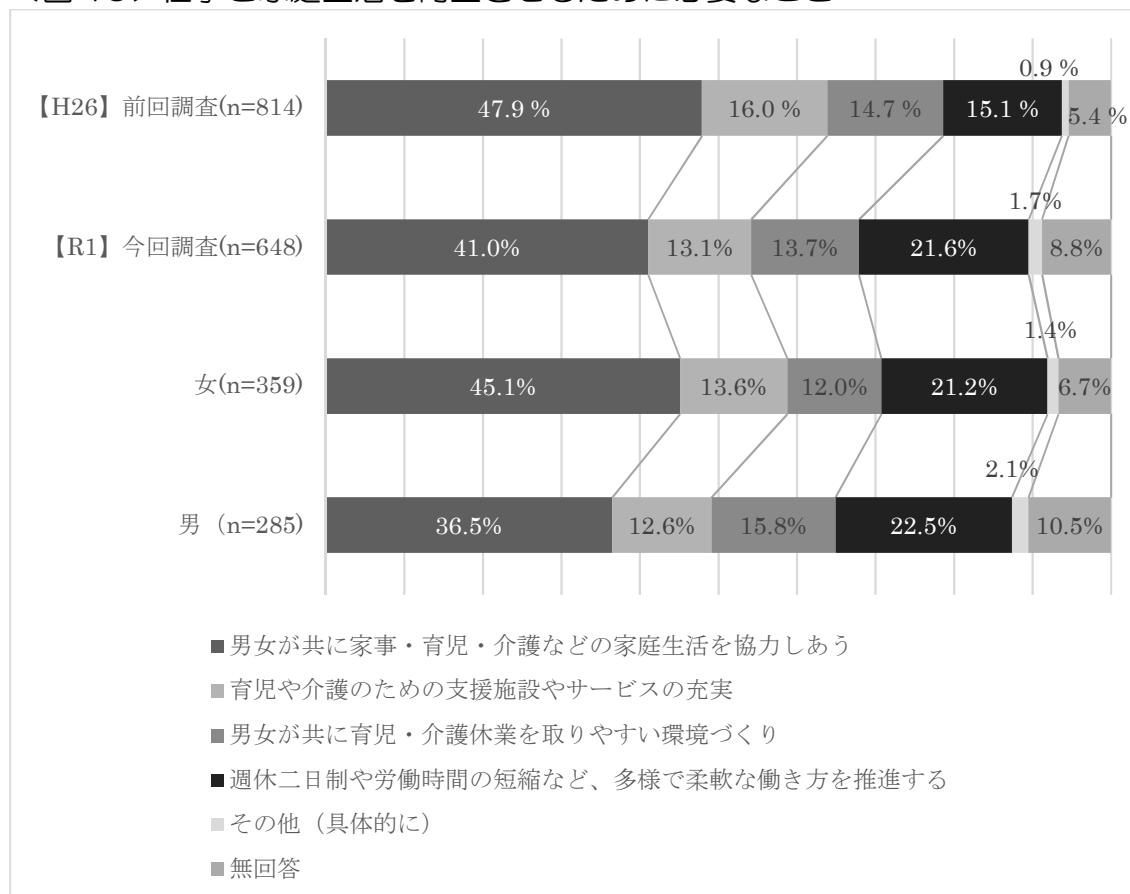
【現状と課題】

私たちがより豊かな生活を送るためには、仕事や家庭や地域での活動など、いずれかに偏ることなくバランスよく参加し、それぞれの調和を図ることが大切です。

「意識調査」の結果をみると、仕事と家庭生活を両立させることに必要なことに関して、男女がともに家事・育児・介護などの家庭生活を協力しあう、という回答が41.0%と最も多い結果となっています。ただし、この回答は前回の調査と比べると6.9ポイント低くなっており、週休二日制や労働時間の短縮など、多様で柔軟な働き方を推進する、という回答が前回の調査より6.5ポイント増えて21.6%となっています。

家庭において女性に偏りがちな家事や育児等への負担を軽減するためにも、性別役割分担意識の解消や就労の場においては、労働環境の整備を図るなどの対応が必要です。

<図 19>仕事と家庭生活を両立させるために必要なこと



※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

◆施策の方向 重点課題3

【市の取組】

①働く男女の家事、育児、介護支援の促進

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
47 1. 多様な保育サービスの充実 子育て中の男女を支援するため、多様な保育ニーズに対応できる支援策の充実に努めます。 ※目標値は、移動平均法（直近3年の平均値）にて試算。	各種保育サービスの利用児童数	16,476人/年
		16,158人/年
48 2. 子育て相談・支援の充実 育児不安や悩み等を抱える子育て中の男女の相談に応じ、育児不安の解消に努めます。 ※目標値は、R6までの減少率から試算。	支援センター等の利用者数	37,261人/年
		18,770人/年
49 3. 放課後児童健全育成事業の充実 昼間留守家庭の児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成に努めます。	放課後児童クラブの開設箇所数	17箇所
		19箇所
50 4. ホームヘルパー養成と研修の推進 ホームヘルパー養成講座に市職員を講師として派遣し、介護支援制度の充実に支援します。	事業の継続	—
		—
51 5. 就労の場における育児休業制度の整備推進 男女が共に仕事と子育ての両立が図られるよう、育児休業制度等の整備を支援します。	日田管内における育児休業取得者数	193人/年
		200人/年

●市民ができること

- 男女がともに育児、介護休暇制度等を積極的に活用しましょう。
- 育児、介護サービスを利用し、互いに助けあいましょう。
- 一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方について考えましょう。

○事業者ができること

- 性別にかかわらず、育児、介護休業制度を取得しやすい職場づくりに努めましょう。
- 家事や地域活動に参加しやすい職場づくりに努めましょう。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場づくりに努めましょう。

基本目標Ⅳ 【教育・学習の場では】

男女平等教育・学習の環境づくり



【目標の趣旨】

男女がともに自分らしく生きたいと思うことは、すべての人が持つ権利であり、そのことが性別によって阻まれることがあってはなりません。

学校や家庭、地域で行われる教育や学習は、性別に関係なく一人ひとりの生き方や考え方を尊重し、互いに認め合い、協力しあうことが大切です。

性別による固定的役割分担に関する考え方は、子どもの頃からの教育やしつけによる部分が影響することから、家庭や地域、教育に携わるすべての人の認識が大切です。

子どものころから性別による固定的な観念にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現が必要です。そのためには、家庭や学校、地域社会で男女共同参画に関する正しい知識と行動を教える場を提供していく必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる場面で男女平等の視点に立った教育、学習の機会が必要です。

◆基本目標Ⅳの成果指標

成果指標	策定時（R1）
	目 標（R7）
「意識調査」において男女平等教育を推進するうえで、家庭教育や学校教育においても男女平等についての教育が必要だと感じている市民の割合	31.5%
	50.0%

重点課題1 男女平等の意識の向上

【現状と課題】

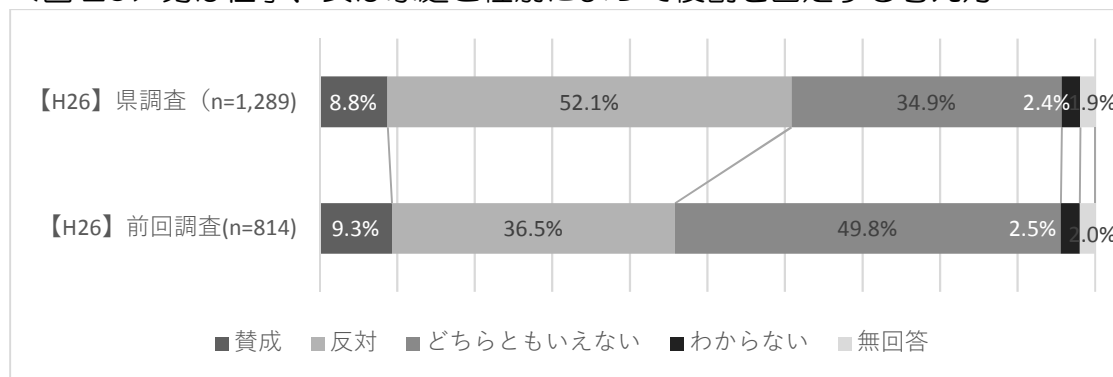
男女共同参画社会基本法が施行されて20数年が経過した現在でも、男は仕事、女は家庭といった性別役割分担意識が存在しており、その様子は「意識調査」の結果からもうかがえます。「男は仕事、女は家庭」と性別によって役割を固定する考え方に賛同する回答は、13.6%と前回の調査に比べて4.3ポイント高くなっており、反対する回答は5割にも満たないのが現状です。

男女平等の状況では、学校教育の分野が家庭生活や職場、地域といった他の分野と比べて唯一5割を超えています。男女がともに家事や地域活動等に参加するために必要なことについては、子どもの頃からの家庭教育が依然高いポイントを占めていることから、引き続き、家庭や教育の場において男女平等の意識の向上に努める必要があります。

また、性的少数者（性的マイノリティ）は、少数であるがために周囲の心ない好奇の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたり、大きな苦しみを抱いているのが現状です。

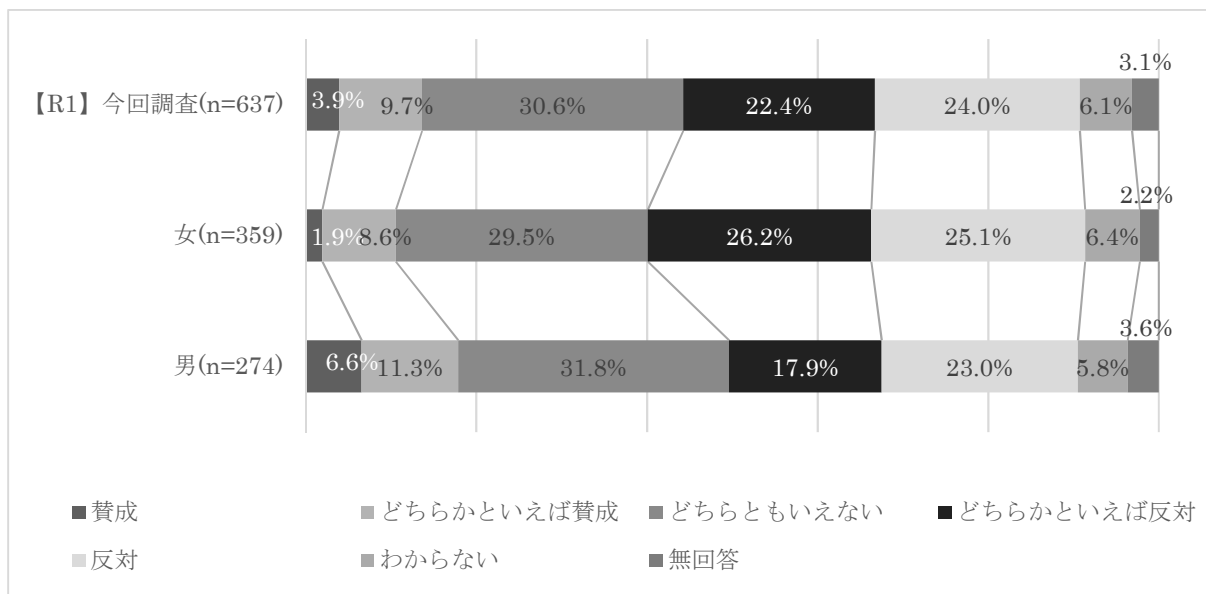
性的少数者が、偏見や差別等を受けることのないよう、人権教育・啓発を推進し、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現が大切です。

<図 20> 男は仕事、女は家庭と性別によって役割を固定する考え方



※性的少数者(性的マイノリティ)

性的指向（好きになる性別）や性自認（自分の性をどう思うか）について、「社会的に」少数者（マイノリティ）とされる人たちを表します。



◆施策の方向 重点課題1

【市の取組】

①一人ひとりの人権を尊重する意識の向上

推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R1)
		目標 (R7)
52 1. 人権啓発指導者の育成 女性問題をはじめとするあらゆる人権問題を啓発するための指導者の育成に努めます。	指導者向けの研修会等に派遣した回数	6回/年
		6回/年
53 2. 人権講演会等の開催 性別による差別意識の解消を図るため、市民を対象とした人権講演会等を開催します。	講演会、研修会等の開催回数	14回/年
		14回/年
54 3. 人権学習会の開催 社会通念や慣習等の中にある性差別意識の解消を図るため、地域において人権学習会等の開催に努めます。	人権学習会等開催の支援	—
		—
55 4. 広報による啓発活動の推進 一人ひとりの人権の尊重と男女平等の意識の向上を図るため、広報紙等での周知、啓発に努めます。	人権啓発講座等の広報等への掲載回数	12回/年
		14回/年

●市民ができること

- 性別にとらわれることなく、個人としての生き方や考え方を尊重しましょう。
- 男女共同参画や人権に関する意識を高めるため、講座や学習会に積極的に参加しましょう。

○事業者ができること

- 男女共同参画や人権に関する意識を高めるため、講座や学習会に積極的に参加するとともに、参加を呼びかけましょう。

★教育者ができること

- 男女共同参画や人権に関する意識を高めるため、講座や学習会に積極的に参加し、意識を高めましょう。

重点課題2 学校における男女平等教育・学習の機会の充実

【現状と課題】

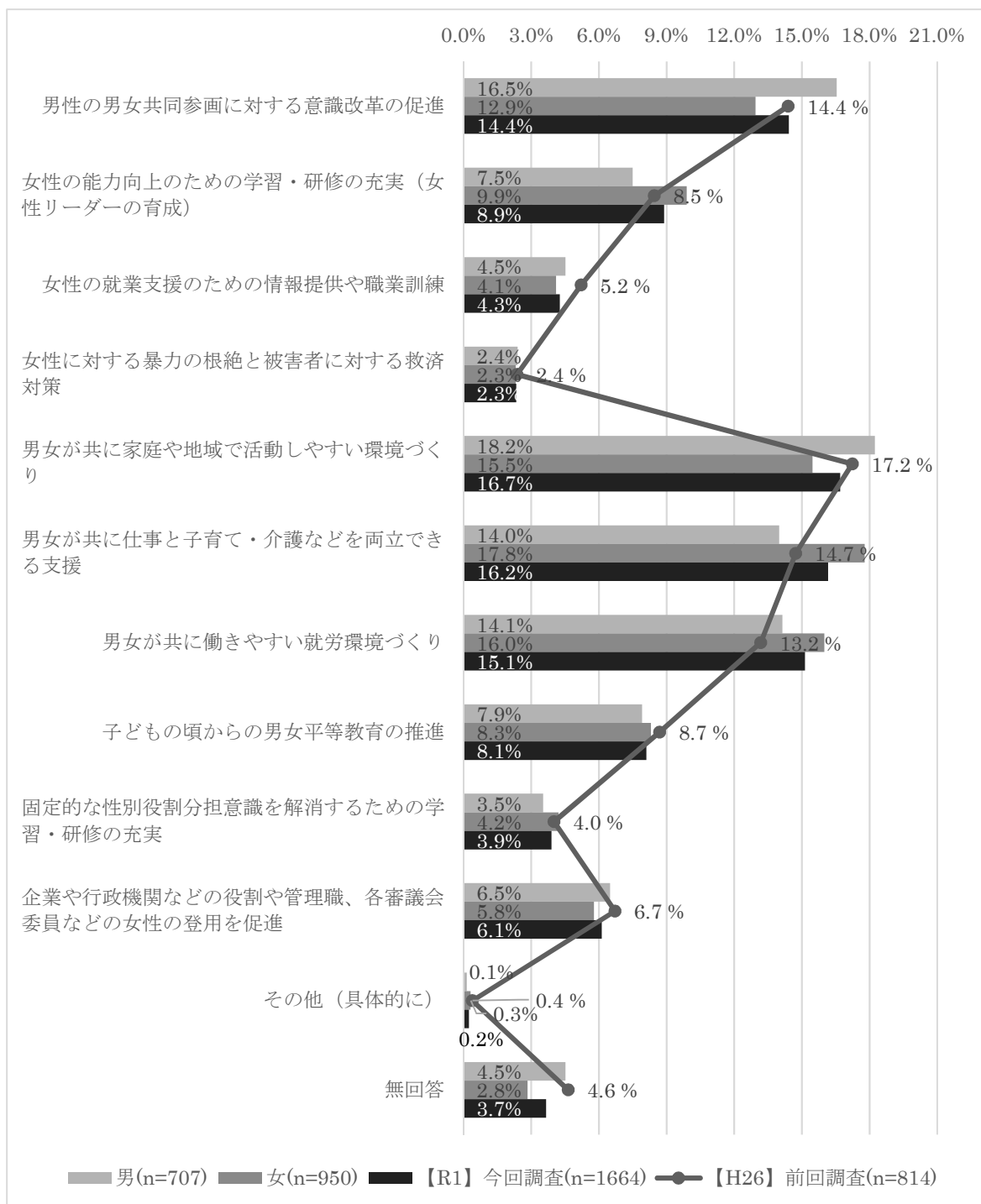
地域の財産ともいべき子どもたち一人ひとりが個性と能力を発揮し、地域に残って地域を支える仕組みを形成するためには、男女共同参画に関する意識を高める教育が必要です。

学校は、子どもたちが友だちや先生と多くの時間を過ごし、多くのことを学ぶ場所であることから、重要な役割を果たしています。

男女平等や互いの人権を尊重しあう男女平等参画社会の実現に向けて必要な取組について、「意識調査」の結果では、子どもの頃からの男女平等教育の推進という回答が多くみられました。

今後も引き続き、学校において男女平等教育の機会を充実させ、子どもの頃から正しい認識を育むことが大切です。

＜図 21＞男女共同参画社会の実現のために必要な取組



◆施策の方向 重点課題2

【市の取組】

①男女平等教育・学習の機会の充実

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
56 1. 小・中学校における男女平等教育の充実 性別にとらわれず互いの人権を尊重し、対等な人間関係を認めあう学習の機会の充実に努めます。	小中学校における人権学習開催校の割合	100%/年
		100%/年
57 2. 小・中学校における人権研修の充実 小中学校の教職員の男女平等に対する意識の向上を図るため、校内研修会等を開催します。	教職員を対象とした人権研修会等の開催校の割合	100%/年
		100%/年
58 3. 保護者への啓発活動の推進 児童生徒の保護者を対象に人権研修会等を開催し、意識の向上に努めます。	保護者に対する人権研修会等の開催校の割合	100%/年
		100%/年

②学校現場での暴力、セクハラ防止及び相談体制の充実

推進施策及び実施事業	指標	策定時（R1）
		目標（R7）
59 1. 体罰防止への啓発促進 学校現場における体罰防止を図るため、すべての学校において研修会を開催します。	小中学校における体罰防止に関する研修会等の開催校の割合	100%/年
		100%/年
60 2. セクハラ防止への啓発促進 教職員の人権意識の向上を図るため、スクール・セクハラ防止に関する研修会等を開催します。	教職員を対象としたセクハラ防止研修会等の開催校の割合	100%/年
		100%/年
61 3. 相談体制の充実 学校生活に関するあらゆる問題を防止するため、相談体制の充実に努めます。	相談体制の充実	—
		—

★教育者ができること

- 「男だから、女だから」ではなく、個人としての人権を尊重する教育を進めましょう。
- 男女平等について正しく理解し、学習を進めましょう。

第4章 計画推進のための体制

1 推進体制の充実

(1) 庁内の推進体制

計画の推進にあたっては、市職員が男女平等参画の視点を持ち、率先して男女共同参画を推進しなければなりません。また、この計画は、教育、労働、福祉、保健など様々な分野にまたがっていることから、全庁的な取組が必要であり、「日田市男女共同参画基本計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を中心に各施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 市民参加の推進体制

より実効性のある計画推進を図るためには、市民や団体、企業等との連携が不可欠です。各種啓発講座や啓発活動等において連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けて共に努めていきます。

また、計画の施策を推進するにあたり、各種団体の代表から構成される「日田市男女共同参画審議会」（以下「審議会」という。）から意見を聴取するとともに、パブリックコメント（意見公募）や意識調査等を実施するなどして、広く市民の意見を施策に反映させるよう努めます。

2 情報の収集と調査

(1) 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との連携・協力体制のもと、情報の収集・提供に努めます。

(2) パブリックコメントの実施

計画の見直しなど重要な施策について、より多くの市民の意見を収取するため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

(3) 意識調査の実施

市民の意見やニーズを把握するため、第一次行動計画の期限終了時まで「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、施策に反映します。

3 計画の進行管理

(1) 報告書の作成

計画の着実な進行を図るため、毎年度、審議会及び推進委員会に計画の実施状況を報告し、その成果の点検・評価を行い、課題や計画の状況について協議します。

また、毎年度作成した報告書について公表します。

(2) 計画の見直し

計画の推進については、社会の変化に対応した適切な施策を効果的かつ効率的に推進するため、第一次行動計画の進捗状況を把握しながら、第二次行動計画に反映します。



資料編

資料編

1.男女共同参画社会のあゆみ

年	世界の動き	日本の動き
1975 (S.50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合が同年を※「国際婦人年」と定める ・国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」採択(メキシコシティ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年を受けて、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、「婦人問題企画推進本部会議」を開催
1976 (S.51)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合が、1985(S.60)年までの10年間で「国際婦人の10年」と定める ・ILO(国際労働機関)事務局に、婦人労働問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」が改正され、離婚後の氏の選択の自由などが設けられる
1977 (S.52)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館(現:国立女性教育会館)開館
1978 (S.53)		
1979 (S.54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会にて※「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 	
1980 (S.55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名式開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名
1981 (S.56)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定
1982 (S.57)		
1983 (S.58)		
1984 (S.59)		
1985 (S.60)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回世界女性会議にて、2000(H12)年に向けて各国等が効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法や民法の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定等の国内法を整備し、「女子差別撤廃条約」に批准
1986 (S.61)		<ul style="list-style-type: none"> ・採用・昇進における男女差別の撤廃を努力義務に、並びに教育訓練、福利厚生、定年・解雇における男女差別を禁止する※「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催
1987 (S.62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988 (S.63)		
1989 (H1)		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領改訂(高等学校家庭科の男女必修等)
1990 (H2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 	

国連婦人の10年

国内行動計画

西暦2000年に向けての新国内行動計画

大分県の動き	日田市の動き	年
<p>※国際婦人年</p> <p>国際連合が女性の地位向上を目指して設けた国際年。1975(S50)年、国際連合の主催で世界各国の代表が集まり、向こう10か年を「国際婦人年」と決めました。</p> <p>国際連合はこれに基づき「世界行動計画」を立て、女性の地位向上を目指し、世界各国をはじめ、様々な機関や団体に対して、地域の実情に応じた目標を選び、それが達成できるよう行動することを呼びかけました。</p>		1975 (S.50)
		1976 (S.51)
<p>・県の女性担当窓口として「青少年婦人室」(現:県民生活・男女共同参画課)設置</p> <p>・「大分県婦人行政企画推進会議」及び「大分県婦人問題懇話会」を設置</p>		1977 (S.52)
		1978 (S.53)
<p>・女性の地位と福祉の向上を目標に掲げた「婦人の明日をひらく一県内行動計画」策定</p>		1979 (S.54)
		1980 (S.55)
<p>※「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」</p> <p>1979(S54)年に国連総会で採択され、1981(S56)年に発効した条約で、日本は1985(S60)年に批准しました。</p> <p>この条約では、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めており、締結国は条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。</p>		1981 (S.56)
		1982 (S.57)
<p>※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(男女雇用機会均等法)」</p> <p>職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。この法律は、1972(S47)年に公布・施行された「勤労婦人福祉法」がもととなっており、数度の改正を経て現在に至ります。</p> <p>2006(H18)年の改正点は、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業に義務付ける、などが挙げられます。これまでの、女性に焦点を当てた内容ではなく、より広く性差別を捉えていることが特徴です。</p>		1983 (S.58)
		1984 (S.59)
<p>※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(男女雇用機会均等法)」</p> <p>職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。この法律は、1972(S47)年に公布・施行された「勤労婦人福祉法」がもととなっており、数度の改正を経て現在に至ります。</p> <p>2006(H18)年の改正点は、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業に義務付ける、などが挙げられます。これまでの、女性に焦点を当てた内容ではなく、より広く性差別を捉えていることが特徴です。</p>		1985 (S.60)
		1986 (S.61)
<p>※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(男女雇用機会均等法)」</p> <p>職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。この法律は、1972(S47)年に公布・施行された「勤労婦人福祉法」がもととなっており、数度の改正を経て現在に至ります。</p> <p>2006(H18)年の改正点は、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業に義務付ける、などが挙げられます。これまでの、女性に焦点を当てた内容ではなく、より広く性差別を捉えていることが特徴です。</p>		1987 (S.62)
		1988 (S.63)
<p>※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(男女雇用機会均等法)」</p> <p>職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。この法律は、1972(S47)年に公布・施行された「勤労婦人福祉法」がもととなっており、数度の改正を経て現在に至ります。</p> <p>2006(H18)年の改正点は、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業に義務付ける、などが挙げられます。これまでの、女性に焦点を当てた内容ではなく、より広く性差別を捉えていることが特徴です。</p>		1989 (H1)
		1990 (H2)

婦人の明日をひらく一県内行動計画

年	世界の動き	日本の動き	
1991 (H3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「育児休業法」公布 (少子化対策、育児休業制度の法制化) 	新西暦2000年に向けての第1次改定の
1992 (H4)			
1993 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議にて、女性に対する暴力を人権問題と位置づけた「ウィーン宣言」採択(ウィーン) 		
1994 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 	
1995 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議で、「ナイロビ将来戦略」の第2回見直しと評価が行われるとともに、2000(H12)年までの国際的な指針となる「行動綱領」及び世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化) 	
1996 (H8)	行動綱領	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	男女共同参画2000年プラン
1997 (H9)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 (採用・昇進における男女差別の撤廃を努力義務から禁止に) ・「介護保険法」公布 	
1998 (H10)			
1999 (H11)		<ul style="list-style-type: none"> ・エスキップハイレベル政府間会議(バンコク) 	
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会女性2000年会議で、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)採択(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づき「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」公布 	
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ・※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行 ・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画推進本部「女性に対する暴力をなくす運動について」決定 ・「育児・介護休業法」改正 (休業取得に関する規定の拡大) 	男女共同参画基本計画
2002 (H14)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 ・「育児・介護休業法」改正 	

	大分県の動き	日田市の動き	年	
おおいた女性プラン 2 1	・「おおいた女性プラン21」策定		1991 (H3)	
			1992 (H4)	
		※「男女共同参画社会基本法」 男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、1999(H11)年に制定されました。		1993 (H5)
			1994 (H6)	
		※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的としており、2007(H19)年には保護命令の対象範囲の拡大等を中心とした改正法が施行されました。		1995 (H7)
			1996 (H8)	
		・市の女性担当窓口として、企画課に「女性行政窓口」設置		1997 (H9)
		・「女性行政窓口」を市民課に移設 ・「男女共同参画に関する市職員の意識調査」実施		1998 (H10)
		・「男女共同参画市民意識調査」実施		1999 (H11)
				2000 (H12)
おおいた男女共同 参画プラン	・「おおいた男女共同参画プラン」策定 ・「大分県男女共同参画推進本部」設置	・「日田市男女共同参画基本計画」策定 ・同計画で、庁内組織として「日田市男女共同参画基本計画推進委員会」を、市民から意見を聴取するため「日田市男女共同参画基本計画推進懇話会」として設置	2001 (H13)	
	・「大分県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・同条例に基づく付属機関として「大分県男女共同参画審議会」を設置	・機構改革により企画課に女性政策統計係を設置	2002 (H14)	

年	世界の動き	日本の動き	
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部にて「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行（民間企業に仕事と家庭の両立推進） ・「少子化対策基本法」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正 	男女共同参画基本計画
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・同法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 ・「刑法」改正（性犯罪についての法定刑引上げ） ・「育児・介護休業法」改正（有期雇用者の休業権利の拡大） 	
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会で、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」についての実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言を採択（「北京+10」）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画基本計画」策定 	第2次男女共同参画基本計画
2006 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマに、第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（総合職募集で合理的な理由なく転勤を要件とすることの禁止等） 	
2007 (H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008 (H20)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会的参画が国際的にみても低水準であるため、男女共同参画推進本部にて「女性の参画加速プログラム」決定 	
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・（第6回報告に対する）女子差別撤廃委員会からの最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正（休業取得の不利益取扱いの支援措置等） 	
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会で、「第4回世界女性会議15周年における宣言」及び「女性の経済的地位向上決議」等、7つの決議を採択（「北京+15」）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 	第3次男女共同参画基本計画 「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）が正式発足（ニューヨーク） 		
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会で、日本国が提出した「自然災害とジェンダー」決議案を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進による経済活性化行動計画」策定 	
2013 (H25)	<p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」 女性が職業生活を送るためには、その個性や能力が十分に発揮されることが一層重要になってきていることから、女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指し、施行されました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 	
2014 (H26)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取扱いの禁止） 	
2015 (H27)		<ul style="list-style-type: none"> ・※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立（H27.9月部分施行、H28.4月全面施行） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）を採択 	

大分県の動き		日田市の動き		年
おおいた男女共同参画プラン		・男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」開設		2003 (H15)
			・係名を男女共同参画推進・統計係に変更	2004 (H16)
おおいた男女共同参画プラン (改訂版)	大分県DV対策基本計画	・「大分県DV対策基本計画」策定	・第二次行動計画を策定するため「男女が共に支える社会づくりのための市民意識調査」実施	2005 (H17)
		・「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」策定	・「日田市男女共同参画基本計画 第二次行動計画」策定	2006 (H18)
<p>※「日田市男女共同参画推進条例」 市や市民、事業者、教育者等が相互に連携・協力し、「男女共同参画社会の実現」を目指すことを目的に、2009年（H21）年に制定されました。 これにより、庁外組織として「日田市男女共同参画審議会」が設置されました。また、男女共同参画の施策等への苦情や救済の申出に対応するため「日田市男女共同参画推進委員」を設置しました。</p>				
おおいた男女共同参画プラン (改訂版)	大分県DV対策基本計画（改訂版）	・「大分県DV対策基本計画（改訂版）」策定	・※「日田市男女共同参画推進条例」制定 ・「日田市男女共同参画審議会」設置 ・「日田市男女共同参画推進委員」構成 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施	2007 (H19)
		・「県民生活・男女共同参画課」が「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」に移転・統合される		2008 (H20)
男女共同参画プラン 第3次おおいた	DV第3次大分県	・「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	・「第2期日田市男女共同参画基本計画」策定	2009 (H21)
		・「第3次大分県DV対策基本計画」策定	・機構改革により市民活動推進課に移設し、係名を消費生活・男女共同参画推進係に変更	2010 (H22)
男女共同参画プラン 第3次おおいた	DV第3次大分県		・機構改革により、係名を活動支援・男女共同参画推進係に変更	2011 (H23)
			・「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 ・「日田市自治基本条例」制定・施行	2012 (H24)
		・「女性が輝くおおいた推進会議」設立		2013 (H25)
				2014 (H26)
				2015 (H27)

2016 (H28)	
2017 (H29)	・G7 タオルミーナ・サミット開催(イタリア)
2018 (H30)	「政治分野における男女共同参画推進法」施行
2019 (R1)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(女性活躍に関する情報公表の強化等)
2020 (R2)	

男女共同参画プラン	第4次おおいた DV対策基本計画	第4次大分県 DV対策基本計画	第二次行動計画	第2期日田市 男女共同参画基本計画	2016 (H28)
					2017 (H29)
					2018 (H30)
					2019 (R1)
					2020 (R2)

2.男女共同参画社会基本法

平成 11 年6月 23 日
法 律 第 7 8 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第 12 条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第3章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

3. 日田市男女共同参画推進条例

平成 21 年 9 月 28 日
日田市条例第 41 号

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進のための基本的施策(第9条—第16条)
- 第3章 苦情及び救済の申出の処理(第17条—第30条)
- 第4章 日田市男女共同参画審議会(第31条・第32条)
- 第5章 雑則(第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項並びに苦情及び救済の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し、家族の一員として相互に協力し、社会の支援の下に、当該活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女平等の意識の形成に教育が重要な役割を果たすことを考慮し、教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。

- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

- 第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会の形成の推進のための施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

- 第6条** 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、その事業又は活動を行うに当たっては、その雇用する者の雇用上の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、仕事と生活とを両立できる環境を整備するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第7条** 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に教育が果たす役割の重要性を考慮し、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

- 第8条** 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進のための基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第9条** 市は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、日田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市は、毎年度、男女共同参画基本計画に基づいた施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市における政策の立案及び決定の過程への男女共同参画の推進)

- 第10条** 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進を図るため、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の理解を深めるための啓発活動等)

第 11 条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等に努めるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画推進教育の充実)

第 12 条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(仕事と生活との両立への支援)

第 13 条 市は、男女が共に、仕事並びに子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び地域等における活動との両立を可能とするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第 14 条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進体制の整備)

第 15 条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。

(相談への対応)

第 16 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害に関し、市民又は事業者等から相談があったときは、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 苦情及び救済の申出の処理

(男女共同参画推進委員の設置)

第 17 条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として日田市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の定数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有し、社会的信望が厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員のすべてが、男女のいずれか一方によって占められてはならない。

4 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項を決定するときは、合議を要するものとする。

5 推進委員の任期は、3年とする。

6 推進委員は、再任されることができる。ただし、推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

(苦情及び救済の申出)

第 18 条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市、市民又は事業者等から性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害による被害を受けた者についての救済の申出をすることができる。

(苦情等の申出手続)

第 19 条 前条に規定する苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、書面により行われなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第 20 条 苦情等の申出が、次に掲げる事項であるときは、第 18 条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 裁判所において係争中の事案又は判決等により確定した事案に関する事項
 - (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案又は不服申立てに対する裁決等により確定した事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 17 条に規定する紛争の解決の援助を求めた事案その他法令等の規定による紛争の解決の援助等を求めた事案に関する事項
 - (4) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
 - (5) 推進委員が行った苦情等の申出の処理内容に関する事項
 - (6) 救済の申出の場合にあっては、当該申出に係る人権侵害による被害を受けた日から1年を経過している事案に関する事項。ただし、その間に当該申出をしなかったことについて、正当な理由があると推進委員が認める場合を除く。
 - (7) 人権侵害による被害を受けた者以外の者からの救済の申出があった事項であって、当該被害を受けた者からの同意を得られないもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと推進委員が認める事項
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人(救済の申出をした者と人権侵害による被害を受けた者が異なる場合にあつては、それぞれの者。以下同じ。)に対し、理由を付した書面により、その旨を通知しなければならない。

(調査の実施等)

第 21 条 推進委員は、苦情等の申出があつた場合において、前条第1項各号の規定に該当しないと認めるときは、調査の対象となるものから同意を得た上で、事情聴取、関係資料の請求、実地調査等必要な調査を行うことができる。

- 2 前項の場合において、推進委員は、調査の対象となるものに対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 市は、正当な理由がある場合を除き、調査を拒んではならない。
- 4 市民及び事業者等は、調査に協力するよう努めなければならない。

(処理の中止等)

第 22 条 推進委員は、調査を開始した後において、次の各号のいずれかに該当するときは、処理を中止し、又は終了することができる。

- (1) 第 20 条第1項各号に掲げる事項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、処理を継続することが適当でないと推進委員が認めるとき。
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人及び調査の対象となったものに対し、理由を付した書面により、その旨を通知しなければならない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第 23 条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があつた場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 市が実施する施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は人権侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
 - (2) 法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市が実施する施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は人権侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置を直ちにとることができないと推進委員が認めるときは、制度改善のための意見の表明を行うこと。
- 2 前項の規定による勧告及び意見の表明は、推進委員の合議を要し、かつ、救済の申出に係るものに

については、人権侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

- 3 市の機関は、推進委員から第1項の規定による勧告を受け、又は意見が表明されたときは、当該勧告又は意見を尊重しなければならない。
- 4 推進委員は、必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による勧告に対して市の機関がとった措置について、期限を定めて報告を求めることができる。
- 5 推進委員は、第1項の規定による勧告若しくは意見の表明を行い、又は前項の規定による報告を受けたときは、これを公表することができる。この場合において、救済の申出に係るものについては、人権侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

(市に係るもの以外の救済の申出の処理)

第 24 条 推進委員は、救済の申出(市に係るものを除く。)があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害による被害を受けた者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 人権侵害による被害を受けた者の救済のために必要な助言その他の支援を行うこと。
 - (2) 前号の規定による支援を行った場合において、人権侵害に係る状況が改善されていないと認めるときは、人権侵害による被害を与えたとされるもの(以下「相手方」という。)に対し、当該人権侵害に係る状況の改善を求めるための意見の表明を行うこと。
 - (3) 前号の規定による意見の表明を行った場合において、人権侵害に係る状況が継続し、かつ、悪質であると認めるときは、相手方に対し、当該人権侵害に係る状況を是正するための措置をとるべき旨を要請すること。
- 2 推進委員は、前項第3号の規定により相手方に是正を要請した場合において、当該相手方が正当な理由がなく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。
 - 3 第1項の規定による意見の表明及び是正の要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議を要し、かつ、人権侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。
 - 4 市長は、推進委員から第2項の規定による報告及び公表の求めがあった場合において、重大な人権侵害を生じさせると認めるときは、その状況について必要な事項を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該公表に係る相手方又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(処理の経過及び結果の通知)

第 25 条 推進委員は、苦情等の申出の処理において、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情等の申出人に対して、その旨を通知するものとする。

- (1) 第 23 条第1項第1号の規定による勧告を行ったとき又は同条第5項の規定による報告を受けたとき。
- (2) 第 23 条第1項第2号の規定による意見の表明を行ったとき。
- (3) 前条第1項の規定による意見の表明を行ったとき又は是正を要請したとき。
- (4) 前条第2項の規定による公表を求めたとき又は同条第5項の規定による通知があったとき。

(職務の遂行)

第 26 条 推進委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 推進委員は、その職務の公平かつ適正な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出の処理にかかわることができない。

(兼職の禁止)

第 27 条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

- 2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員、推進委員の公平かつ適正な職務の遂

行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

- 3 推進委員は、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

(解職)

第 28 条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき又は推進委員に職務上の義務違反その他推進委員としてふさわしくない行為があると認められるときは、解職することができる。

(守秘義務)

第 29 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関等との連携)

第 30 条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 日田市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第 31 条 市は、男女共同参画基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項についての調査審議等を行うため、市長の附属機関として日田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画基本計画の策定又は変更について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画基本計画の実施状況に関する内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(審議会の組織等)

第 32 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、審議会の委員の一部については、公募によるものとする。

3 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

4. 日田市男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における「日田市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)の各施策を総合的かつ計画的に推進するため、日田市男女共同参画基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係部門の調整に関する事。
- (2) 実施状況の調査・研究及び評価に関する事。
- (3) 各種施策の企画・助言に関する事。
- (4) 基本計画及び行動計画の策定に関する事。
- (5) その他男女共同参画行政の推進に関する事。

(組織)

第3条 推進委員会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進委員会に会長を置き、企画振興部長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

(作業部会)

第5条 推進委員会に第2条の所掌事務に関する必要事項を調査・研究するために作業部会を置く。

2 作業部会の構成員は、別途会長が指名する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画振興部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1. 企画振興部長
2. 総務課長
3. 防災・危機管理課長
4. まちづくり推進課長
5. 天瀬振興局長
6. 大山振興局長
7. 前津江振興局長
8. 中津江振興局長
9. 上津江振興局長
10. 市民課長
11. 人権・部落差別解消推進課長
11. 市民活動推進課長
12. 社会福祉課長
13. 長寿福祉課長
14. こども未来課長
15. 健康保険課長
16. 商工労政課長
17. 観光課長
18. 農業振興課長
19. 都市整備課長
20. 学校教育課長
21. 社会教育課長
22. 人権・部落差別解消教育課長
23. 農業委員会事務局長

5. 計画の策定経過

	期 日	策定経過
平成 元年度	令和元年 5 月 14 日 ～令和元年 6 月 17 日	「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「意識調査」)実施
	令和元年 8 月 29 日	第 2 回 男女共同参画基本計画推進作業部会(以下「作業部会」) ・意識調査の分析作業
	令和元年 11 月 19 日	第 2 回 男女共同参画基本計画推進委員会(以下「推進委員会」) ・意識調査の分析結果の確認
	令和元年 12 月 6 日	第 2 回 男女共同参画審議会(以下「審議会」) ・意識調査報告書について説明
	令和 2 年 3 月 12 日	市議会総務環境委員会にて調査報告書を説明
令和 2年度	令和 2 年 4 月 20 日	第 1 回作業部会 ・第 3 期日田市男女共同参画基本計画第一次行動計画(案) (以下、「基本計画」)の策定作業について説明
	令和 2 年 5 月 14 日	第 2 回作業部会 ・基本計画(案)の策定スケジュールについて説明
	令和 2 年 5 月 22 日	第 1 回推進委員会 ・基本計画(案)の策定について説明
	令和 2 年 6 月 26 日	第 1 回審議会(書面議決) ・基本計画(案)の策定について説明
	令和 2 年 8 月 4 日	第 3 回作業部会 ・基本計画(案)の内容確認
	令和 2 年 8 月 11 日	第 2 回推進委員会 ・基本計画(案)の内容確認
	令和 2 年 9 月 16 日	市議会総務環境委員会にて行動計画(案)の策定状況を報告
	令和 2 年 9 月 18 日	第 2 回審議会 ・諮問 ・基本計画(案)について審議(前半部)
	令和 2 年 10 月 12 日	第 3 回審議会 ・基本計画(案)について審議(後半部)
	令和 2 年 10 月 16 日 ～令和 2 年 11 月 14 日	パブリックコメント(意見公募)実施
	令和 2 年 12 月 11 日	第 3 回推進委員会 ・基本計画(案)について協議
	令和 2 年 12 月 22 日	第 4 回審議会 ・答申
	令和 3 年 3 月	市議会にて基本計画を報告

6. 日田市男女共同参画審議会委員

(五十音順)

氏名	所属	備考
飯田 富佐子	日田市健康づくり推進協議会	
池永 絢子	一般公募	
宇野 浩平	日田市中央地域包括支援センター	
大倉 知子	一般公募	
梶原 眞由美	日田市人権擁護委員協議会	
河津 奈津子	一般社団法人日田市観光協会	
古後 道江	JA おおいた中西部事業部女性部	
後藤 美和	日田市女性団体連絡協議会	
坂本 幸枝	一般財団法人日田市公民館運営事業団 公民館長会	
佐藤 敬子	別府大学文学部教授	会長
高瀬 博	日田市自治会連合会	副会長
木下 篤	日田市連合育友会	
春口 国博	日田商工会議所	
藤原 しげ子	日田市子ども・子育て会議	
宮野 大樹	一般公募	
森口 紀代美	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	
森田 寿美香	日田市校長会	
森山 鹿連士	一般社団法人日田青年会議所	
矢羽田 健太	一般公募	
吉富 直樹	部落解放同盟大分県連合会 日田市連絡協議会	



**第3期日田市男女共同参画基本計画
第一次行動計画**

発行者 日田市企画振興部まちづくり推進課
〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号
TEL(代表)0973-23-3111

日田市女性活躍推進計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(女性活躍推進法)」に基づく市町村推進計画

発行者 日田市企画振興部まちづくり推進課
〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号
TEL(代表)0973-23-3111

日田市DV対策基本計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(DV防止法)」に基づく市町村推進計画

発行者 日田市企画振興部まちづくり推進課
〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号
TEL(代表)0973-23-3111